

平成26年第3回砂川市議会定例会

平成26年9月10日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 報告第 1号 平成25年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 2号 平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第 3号 平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 監査報告
- 報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第10 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 意見案第2号 平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について

- 意見案第3号 集団的自衛権の行使に関し、国会論議や国民合意に基づき慎重に審議することを求める意見書について
- 意見案第4号 「手話言語法」の制定を求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢 田 広 志 君

小 黒 弘 君

日程第 2 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 3 議案第 8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて

日程第 5 議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

日程第 7 報告第 1号 平成25年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第 2号 平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第 3号 平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

日程第 9 報告第 4号 監査報告

報告第 5号 例月出納検査報告

日程第10 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見

書について

意見案第2号 平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について

意見案第3号 集団的自衛権の行使に関し、国会論議や国民合意に基づき慎重に審議することを求める意見書について

意見案第4号 「手話言語法」の制定を求める意見書について

○出席議員（13名）

議長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議員 一ノ瀬 弘 昭 君	議員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美 喜 子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己

病 院 事 務 局 長 氏 家 実
総 務 課 長 安 田 貢
政 策 調 整 課 長 熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 井 上 克 也
教 育 次 長 和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 藤 進

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿
事 務 局 次 長 高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人
事 務 局 係 長 杉 村 有 美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 東 英男君 ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づいて一般質問を
してまいります。大きく2点についての一般質問であります。

大きな1点目として、介護保険制度の取り組みについて。市は、3月定例議会での平成
26年度市政執行方針の中で、介護保険制度の充実につきましては急速に高齢化が進行す
る中、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに、介護、医療、予防、住まい、生活支
援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、平成27年度を初年度とす
る「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいりますと述べ
られました。今年度も半年が経過し、現在どのような取り組みがされているのか、次のと
おり伺います。

（1）、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みの状況について。

（2）、「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた取り
組み状況について。

続いて、大きな2点目であります。生活困窮者自立支援制度についてであります。生活
困窮者自立支援制度は、失業や病気などで生活に困窮する方に対しその困窮の程度に応じ
て必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活保障をするとともに、自立を助長す
る生活保護の手前に新たな安全網をつくり、早い時期に自立を促すことを目指して平成2
5年に成立した生活困窮者自立支援法に基づき平成27年4月から施行される制度であり
ます。福祉事務所がある自治体の実施主体となり、相談窓口の設置が義務づけられており
ます。来年度からの実施に当たり、どのような対応を考え、そしてどのようにして取り組
みをしていくのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- 議長 東 英男君 市民部長。
○市民部長 高橋 豊君（登壇） 順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の（1）、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況について
ご答弁申し上げます。日本における65歳以上の高齢化率は、2025年には30%を超
えると予測されており、今まで経験したことのない超高齢化社会が加速度的に進んでいま

す。このことから、高齢者対策は喫緊の課題であります。国は、社会保障と税の一体改革により医療と介護サービスの提供体制を改革し、一体的な制度の構築を図ることとしており、社会保障制度を持続可能とするため、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。地域包括ケアシステムのイメージとしましては、安心して暮らすことのできる住まいの確保、かかりつけ医や地域の医療機関の連携による在宅医療の推進、訪問看護や訪問介護、通所介護などの在宅系の介護サービスの充実、地域の町内会活動や見守り、いきいき活動など、地域での生活支援や介護予防の取り組みなどを一体的かつ切れ目のないシステムとして構築することにあります。このシステムを円滑にコーディネートするために、地域包括支援センターとケアマネジャーの調整能力が必要とされています。具体的に在宅医療、在宅介護を進めるための施策の検討や専門職の連携を図るために、平成25年11月には市立病院の小熊事業管理者の発案により「地域で在宅介護ケアを考える会」を立ち上げ、本年7月までに3回開催しております。現在は、考える会として迅速に在宅医療への推進を図るため専門の部会を設置し、より具体的にスピード感を持って協議を進めているところであります。また、市、市立病院、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどで構成している地域ケア会議におきましても、平成25年9月からは在宅医療の推進のための専門職の連携方法を議題に会議を開催しているところであります。医療と介護連携の具体的な動きとして、医療として市立病院では地域包括ケア病棟開設に向けた準備を進めており、介護部門では24時間の訪問介護看護、小規模多機能居宅介護施設、特別養護老人ホームの充実について検討しているところであります。現在平成27年度を初年度とする「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定作業中であり、本第6期計画には2025年までの将来を見据えて、地域包括ケアシステムの構築について計画の中に具体的展望を取り込めるよう作業を行っているところであります。

続きまして、(2)、「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた取り組み状況についてご答弁申し上げます。平成27年度を初年度とする3カ年計画である「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」につきましては、計画期間の3年間だけではなく、団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計することが求められているとともに、地域包括ケア計画として在宅サービス、施設サービスをそれぞれ今後どのような方向性で充実させていくか、地域の実情を踏まえて中長期的な視点を持ちながら整備が必要なサービスの種類や量を提示することとされております。また、本年6月に医療介護総合確保推進法の成立に伴い、特別養護老人ホームの新規入所者の重度者への限定、介護予防給付の市町村事業への移行、一定以上の所得のある者の介護保険の利用者負担の引き上げ、施設利用者に対する補足給付に当たっての資産勘案、低所得者の保険料負担の軽減措置の拡大など、介護保険制度の

一部が見直されたことから、これらの改正点について計画策定に盛り込む必要があります。第6期計画の策定作業につきましては、6月16日から7月18日まで在宅で生活されている600名を対象として計画策定のためのアンケート調査を実施し、482名から回答があり、回収率は80.3%でありました。今後のスケジュールにつきましては、本年10月に庁内等の関係部署から成る「砂川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を立ち上げ、計画に盛り込む具体的な施策の検討に取り組む予定であります。また、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者に一般公募で選ばれた委員2名を加えた11名から構成する、砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会を本年5月29日及び8月19日に開催し、計画の策定に向けた協議を開始したところであり、今後3回程度開催し、この協議会においていただいたご意見を第6期計画に反映させていきたいと考えており、65歳以上の1号被保険者が負担する介護保険料等につきましては、明年3月定例会で介護保険条例の改正を経て平成26年度末までに第6期計画を策定することとしております。

続きまして、大きな2の生活困窮者自立支援制度についてご答弁を申し上げます。初めに、生活困窮者自立支援制度につきましては、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から施行されることとなったところであります。新制度では、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、福祉事務所設置自治体が就労その他の自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う「自立相談支援事業」、離職により住まいを失った方に対し家賃相当額を支給する「住居確保給付金の支給」、家計に関する相談、家計管理に関する指導等を行う「家計相談支援事業」、生活困窮家庭の子供への「学習支援事業」等の事業を実施することとなっております。そのうち自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給につきましては、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられており、その他の事業につきましては地域の実情に応じて実施する任意事業とされているところであります。新制度の施行に伴う本市の取り組みにつきましては、現在検討中ではありますが、これまでも生活困窮に伴う各種相談につきましては一義的に社会福祉課保護係で相談を受け、困窮状況に応じて各種減免制度の説明及び手続支援のほか、社会福祉協議会による短期貸付制度の利用に向けた助言、障害者自立支援施設の紹介、就労先確保に向けたハローワーク砂川出張所への同行訪問等を行っています。必須事業である自立相談支援事業の相談窓口の設置につきましては、生活困窮者からの相談に応じ、関係機関、庁内関係部署と連携して支援できる体制が必要とされるものであり、加えて一定程度の経験も必要であることから、これらを十分に検討しながら新制度への円滑な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、再質問ということで一問一答でございますので、介護保険制度の取り組みについてということで2点について聞かせていただいているところであります。そういった中から今ほど答弁をいただいたところであります、地域包括ケアシステムに向けての取り組み状況といったことでも聞かせていただいたところであります。特にこれは、3月の定例議会では市長の市政執行方針の中でも地域包括ケアシステム構築に向けてといったこともお話もされておりますし、私も総括質疑を通した中で市長からも答弁をいただいているところであります。その後半年を経過した中でどのような取り組み状況になっているのかといったことも含めて、今回改めて一般質問を通して聞かせていただきたいなと思っております。今ほどの答弁の中で特に重要な部分であるなというふうに私自身が考えさせていただきましたのは、3月のときにも答弁の中にありましたけれども、砂川市立病院の小熊、当時の院長ということで、から提唱があった「地域で在宅介護ケアを考える会」といったことでの勉強会が始まったといったことで、これについては3回ほど勉強会を通して実施がされているといったことであるかと思えます。この「地域で在宅介護ケアを考える会」、構成されているメンバーというのが滝川保健所、空知医師会、砂川慈恵会病院、歌志内市立病院、奈井江国保病院、地域包括支援センター、砂川訪問看護ステーション、砂川ケアプラン相談センター、神部相談センター、ジャパンケア、そして砂川市と市立病院といったことで、これは3月の総括質疑を通して答弁をいただいたところであります、この会自体がどのようなメンバーで構成されているかということについては理解をさせていただいております。3回ほどもう既に勉強会は開催され、その後専門部会も発足されているといったことでありますけれども、私総務文教委員会ですので、病院のほうにはちょっと所管ということでお話は聞けませんけれども、福祉といった部分の関係から行政サイドのほうにも聞かせていただきたいと思うのですが、この3回の会合を通して専門部会も発足をされているようですけれども、これをつくるときの3月のときの答弁の中には医療と各部署との連携、問題点の洗い出し、そしてお互いに共通認識を持っていきましょうといったことでの発足の目的でもあったのかなと思っておりますけれども、内容的にどのようなことが話がされているのか、もう少し具体的なことをお話しできるのであれば聞かせていただきたいなというふうに思っております。

それと、「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定についての取り組みといったことでも答弁をいただいておりますけれども、もう既に砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会といったことでの民間の一般の方も入れた中での協議もされて、第1回は5月の29日、第2回は8月の19日、今後3回程度会合も開き、さらには庁内でその策定についても検討していくといったことであり、それと同時にもう既にニーズ調査と言っていいのでしょうか、65歳以上の方の日常生活の実態や生活支援ニーズなどを把握し、計画策定しようとするといったことで600人を対象とした中で482名、回収率80.3%の皆さんの回答もいただいているようですけれども、かなり私にとっては8割と

いうのは大きいなと思っておりますので、これは今後策定に当たって基礎資料ともなってくるのだらうというふうに思いますが、このアンケート調査の、細かいところまではいいのですけれども、これを通して見えてきたものというのがどういうことなのか、理事者サイドのほうでこの辺把握しているのであればこの機会に聞かせていただきたいなと思っております。

2回目は以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、地域包括ケアシステム構築に向けた考える会の過去3回、それから専門部会に至るまでの経過ということでございます。まず、この3回につきましては、まず第1回目を開催したときには地域包括ケアシステムの概要、それから在宅医療の概要と、この概要の説明を主にその中では行ったということになっております。それから、2回目につきましては先進事例を説明、実際には広島県の御調町あたりで1つの医療法人が全ての介護施設も含めて行っていると、こういうような先進地事例をそことご紹介をするということが第2回目の主な内容でございました。第3回目につきましては、それぞれの専門分野における問題点、これの洗い出しをさせていただいたということで、ただ大きなくくりなものですから、そこと出てきた問題点、課題というのをそこと一つ一つ解決するのが難しいだらうということで、これが専門部会のほうにつながっていくということになります。これは、また後ほど説明したいと思っておりますが、この洗い出しのほかに実際にシステム連携、これは市立病院、市を中心にして介護事業所ですとか訪問看護ステーション、地域包括支援センター、この辺のシステムをつなぐことによって連携が図れないかという概要の説明をさせていただいています。これが第3回で、それが終了した後に、専門部会としては在宅療養の支援部会ということで、こちらのほうは一応市内の関係者に限ってということで今始めておりますので、先ほど考える会のほうに入っておりました市外の方はこちらのほうには入ってはもらえないということになりますし、その中でも関係する方々がここに入ってくるということでございます。それから、まだ立ち上げてはおりませんが、もう一つ、システム部会、これは仮称でございますけれども、システムに関する部会を立ち上げる予定でございます。その前段に、このシステムを使ってどのようなことができるのかということについてのデモンストレーションを今月中にやろうということになってございますので、そのデモが終了した後にこの専門部会を立ち上げて、実際にシステムをどう稼働していくのかという具体的な検討に入っていくということでございます。

それから、2点目の協議会の関係のことでございますけれども、その中でご報告をさせていただきましたアンケート調査、これの主な概要ということでございますけれども、まずこの中で見えてきたのは、600名の在宅の方ということでございますが、回答をいた

だいた方の中で1人世帯の方が22.8%、つまり約3割がその回答いただいた方の中では1人世帯と。それから、夫婦のみの世帯も38.8%、約4割の方が夫婦のみということになっておりますので、お一人暮らし、お二人、その関係でいきますと約6割の方がそういう状態にあるというようなことでございます。それから、この中で少し特徴的なお話をさせていただきますと、何らかの介護を受けているという方の中で、その介護者が65歳以上、いわゆる老老介護と言われる方がこの回答者のうち7.5%を占めているということで、恐らくここの部分はこれから先も少しずつふえていくのだろうなというふうには考えております。また、このアンケートの中には例えば運動ですとか、閉じこもりですとか、転倒ですとか、それぞれ在宅の中でどんなことでお困りになっているかというような部分で問いかけをしておりますので、特段今ここでは細かくご報告はしませんけれども、ただ自由記帳といいますか、こういうことを私は望んでいるのだという中で主なものをご紹介させていただきたいと思いますが、その中では介護保険料の関係があります。これは、どちらかといいますと高くても介護サービスを充実してほしい、あるいは現在ぐらいの保険料が妥当であるという方が約45%おられまして、介護保険料が今よりも安いほうがいいというのは19.7%で約2割、そのほかの方は無回答、わからないということでございますので、全体的な視点からいきますと約半数の方が今の保険料で満足いただいていると、現状ではそういう形になっています。次期以降の保険料については、ここでは確認をしております。それから、文言でいきますと、今市で行っております見守り活動、これについてはどんどん進めていただきたいというご意見は幾つかいただいております。それから、介護保険上の介護サービスの量、質、これはなるべく落とさないでほしいと、今のままで使いたいのだというご意見がございます。それから、逆にサービスに頼り過ぎないようにしていると、頼り過ぎると自立ができないので、使えるのだけれども、使わないようにしているというようなご意見もありますので、実際には介護サービスとしてはやっぱり必要な方に必要な分をご提供すると、そうでなく例えば軽い方については介護予防サービスを続けるのだというようなことが、こちらのほうでは考えられたところでございます。大変概略ではございますけれども、今のご質問、アンケート調査についてのご回答とさせていただきます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今それぞれさまざまにわたって答弁、また説明をいただいたところであります。地域包括ケアシステムについてでありますけれども、「地域で在宅介護ケアを考える会」自体も専門部会を通して進めていくといったことでは在宅医療支援部会、さらには今後これから設立なんでしょうけれども、システム部会といったことで、ただこのシステム部会については今月中ですから、9月中にデモンストレーションを実施した後に発足ということでの説明、答弁をいただいたのかなと思っております。少しずつ構築に向けて進んできているのかなとは思いますが、ただそういった話も聞きながら、私自身も3月

のときも聞いてはいるのですけれども、イメージというのが、市長が以前からよく言っている砂川方式の地域包括ケアシステムをつくり上げていきたいといったことで御調町にも視察に行かれたり、いろんな関係のところに視察に行ったり、研究もされているといったことで、3月からいくと大体半年も経過した中で、強いて言うと、砂川方式の地域包括ケアシステムといったことが私もまだよく理解し切れていない部分があるものですから、これは恐らく市長として市政執行方針も出されておりますし、市長の思いという部分では大変な政策であるというふうに思っています。3月のときは、私以外の議員からも質疑があった中でこれいつごろぐらいまでやるのでしょうかといったことも出ていましたし、ただそのときはまだ今の段階では勉強会も通しながらやっていく段階なのだといったことでありましたけれども、あれから半年経過してきておりますけれども、砂川方式の地域包括ケアシステム、今の取り組み状況を通しながら、もしイメージとしてこういうものなのだよねということが市長のほうであるのであればこの機会に聞かせていただきたいと同時に、いつごろといっても非常に難しいところあるのかなと思っておりますが、というのは先ほど第6期の介護保険事業計画、これは3年ごとのスパンでやっていきますよと、ただ今回は2025年も目指しながら、まず3年間ですよといったことの答弁をいただいたかと思っております。そうすると、この構築に向けては思うのが、事第6期だけ考えると3年ですよと、でも2025年までとなると3年が何期か続いていかなければいけないとなると、ひょっとしたら構築自体は第6期介護保険事業計画の中ではできるかどうかというのは私もちょっとわからないのです。ですから、その辺大きく2点ぐらいになりますけれども、市長の思いの中でいつごろも含めて考えられているのか、もしこの機会に聞かせていただけるのであれば聞かせていただきたいなというふうに思っております。

地域包括ケアシステムと介護保険事業計画は、ある部分では連動している部分があるかと思っております。それで、介護保険事業計画の中でちょっと最後に聞かせていただきたいのですけれども、スケジュールを見ていきますと、先ほどもありました、アンケート調査も通しながらの答弁でもありましたけれども、介護保険料の改定というのが来春、今年度中、26年度中にあるのですけれども、税と社会保障の一体ということの流れからもう既に消費税は5%から8%になりましたよと。でも、次回、まだ決定はされていませんけれども、消費税の再引き上げ、8%から10%といったことも言われていますし、なおかつ今定例会の補正予算も聞きながら、準備を少しずつされているのですけれども、消費税8%から10%にしますよというのはまだ決定はされていませんけれども、この辺の再引き上げの関係と介護保険事業計画の策定の中身というのはかかわりとしてあるのかどうか、端的にこの辺ちょっと聞かせていただいて、私の再々質問は終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 地域包括ケアシステムの見通しというか、どのぐらいでできるのだというようなことでございますけれども、地域包括ケアシステム自体は中心は

在宅医療ということで、国民の6割の人はできることなら在宅でいたいというアンケート調査があるということで、国のほうで社会保障と税の一体改革の中でそれを中心に据えてきて、また診療報酬もそれに向かうような改定をしてきたと。それで、御調町が国の地域包括ケアシステムのモデルになっていると。御調町は10年かけて、実際にはその前からやっていますので、10年以上かかっているのですけれども、それは外科医が中心となって医療主導でやっていたと。ところが、一般のそのほかの市町村は医療は医療だけと、その中で要するに体の悪い人を治す、それで治すと退院なりなんかさせて、それで終わりというのが従来のあり方でありまして、今回の地域包括ケアシステムは医療がやっぱりその中に入ってこないとだめだということでございますけれども、問題点はそれを担うべきであろう総合医の数が余りにも少な過ぎると。国は、それを大分前から育成しようとしているのですけれども、最近は軌道に乗って総合医のなり手も出てきましたけれども、出始めのときにはやっぱり専門医という意識が強くて、総合医は余り病院の中で機能しないというか、相手にされなかった時代もございまして、それで松前の木村先生とか、そういう方が先進的にやられてきていると。

問題は、その医者を確保できるかというのが一つの第1関門と、それから在宅医療をするための環境をどのように整えていくか。ただ在宅でいなさいといたって介護する人がバンザイしてしまう。そのためには訪問看護ステーション、訪問介護ステーションですか、それからデイサービスだとか配食サービスだとかいろんなものが絡んでちゃんとそれを支えていくシステムをつくらなければならないと。それで、御調町ができたのは、8,000人の山間部の町ですから、いわゆる民間は参入してこなかったと。ですから、グループホームも特別養護老人ホームも全ての施設は町が全部整備したと。それで、一体で院長のもとでそれを管理することができるという理想的な形なのですけれども、砂川の場合は市立の急性期の病院がある、特別養護老人ホームは砂川福祉会、グループホームは3社ぐらいですか、いろんな業者が参入している中で、それをトータル管理しながらやっていかなければならないと。1人で在宅するために支えるといったら、やはりそれぞれのデイサービスが今の4時で帰されるのなら、とてもやれないと。国は、デイサービスの期間を短くしようと今していますから。ところが現実にはそれを支えるといったら、それを長くしないとできないのではないかとか、または在宅でやるとなると、配食サービスを今1回しかやっていませんけれども、最低2回は必要になるのではないかとか、そういう整備をするといったら当然お金もかかるし、それをそうなるような方向で各市町村というか、わかっている首長というか、それを取り組もうとする自治体は国に対して要望もしていかなければならないとか、いろんな問題が絡んでいて、それがいつ完成するかは、恐らく完全に完成するということはなく、常にそれに向かって努力していくという形に私はなるのではないかなと。

ただ、民間の状況がその市町村によって違うという状況は、例えば江別だったら200

床の病院で、江別市は其中でやっていこうとしていますけれども、砂川は急性期の病院を持ちながら在宅医療もあわせてやるという、ウルトラCみたいなことをやらなければならないという状況もございますから、民間との協働しながらマンパワーもどうやってふやしていくのだと。在宅を担う看護師を用意しなければならないと。それから、作業療法士ですか、とか理学療法士みたいな人もある程度そろえていかなければならない。それを民間が担うのか、市立病院が担うのかというような問題もございますけれども、それらを徐々に徐々に整備しながらある程度走っていかないとならないので、どこが完成版かというのは、御調町もこれが完璧というわけではないという話はされておりましたし、ただそれを条件を少しでも整えながら徐々にちゃんと介護する人が在宅で介護できるような仕組みをつくっていくので、かなり私は、当初から医者の問題もありますけれども、時間はかかるなど。だから何年というのは、正直言って私自身も大卒ではイメージできるのですけれども、期間を示すことはできないのですけれども、徐々にその条件を整えていくしかないのではないかなと。

それで、今勉強会というのは、その前提条件たるものが一般の人というか、医療の世界の人もわかっていないと、そういうレベルだったのです、在宅医療なんていうのは。それで、急性期で在宅医療とは縁のない市立病院が末端の在宅医療に手を出すというのは、院長も当初はイメージしていなかったのだらうと思うのですけれども、それを医療側が理解しないと、やっぱり医療中心でないと在宅医療は進まないというのがあるので、院長とかほかの職種がそれを勉強して、こういうものでこうなるのだなというのをそれぞれ勉強してもらって、そしたら条件としてはどういう施設を整備したらいいのだらうというのが専門部会で、恐らくいろんな砂川で出された問題点を今やっていると思うのです。あとは、それが出てきたときに行政はどこからやっていったらいいのだらうと、どの施設を充実していくのだと、そんなような問題になるというふうに私はイメージしているものですから、それを徐々に整備しながら年数かけて、そして恐らく完結はなく、ずっと、こういうところが問題あるとか、それを解決しながら恐らくやっていくのだらうなど、そんなイメージで私はいます。そういうところでよろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから消費税8%から10%になったときの料金改定のほう、保険料の改定のほうに影響するかどうかということですが、今の状況では非常に判断が難しいと思います。まず、国においては、少なくとも本年中に来年10月から消費税を上げるかどうかの判断をしておりますので、この判断をした後に介護報酬に影響を及ぼすかどうかなのか、例えば5%から8%に上がったときには一部介護報酬を上げて影響させております。ですから、これが影響してくると、当然保険料にも影響してくるということですが、これが12月、あるいは1月には保険料のある程度の概略を決めなければならないときにその部分が国のほうから情報が来て、

これは全国自治体一律でございますけれども、それを読み込めるかどうかという一番際どい時期だと思いますので、少なくともそれは恐らく国において一定程度の判断を示した上で全国に示していただけないかというふうに考えておりますので、これはその情報に基づいて保険料に換算するのかもしれないかという判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。まず、介護保険料含めて消費税の関係はわかりました。まだ最終的に決定もされておられませんから、どのような形になってくるかということについては決まった後、国からの関連での情報が入ってくるのかなということに理解をさせていただきたいと思っております。

そして、今ほど市長からも砂川方式の地域包括ケアシステムへの思いということをお聞かせいただいたところであります。私も市長と同じだと思うのですよ。完成品はないのだろうと。ただし、介護保険も3年ごとにスパンを見てやっていきますよ、と同時に、それも含めながら、要は住民の皆さんが生活するに当たって幸せな生活を送れるといったところが大きな目標の中で、例えば在宅医療も含めて砂川市としてできることを少しずつその時代に合わせながら進めていくのかなと。ですから、正直イメージはどのようなのですかと言ったのは、非常に酷なことなのかなと思うのですけれども、そしていつごろまでということはないのだろうと、これは永遠に続いていくことなのかなと思います。ただし、その時代に合った中でしっかりとその状況も含めながらこの地域包括ケアシステム、できましたら砂川方式というものを形づくりながらやっていっていただきたいなということをお話しして、この件については終わりたいというふうに思います。

それで、続いて生活困窮者自立支援制度についてということに答弁も説明もいただいたところであります。これは、いよいよ来年4月から取り組みが始まるということで、今現在、砂川市がその取り組みに向けてどのような形で進めていくのかなといったことが大変気にもなりましたし、知っておきたいなといったことから、今回一般質問を通して聞かせていただいたところであります。これ自体は国の自立支援法ができて、その制度ができ上がっているということでもありますので、ある程度いろんなことをお話を聞かせていただきましたので、だんだん見えてきました。その中でまず見えてきたのは、これの担当とする窓口というのは社会福祉課の保護係なのかなと。今現在、生活保護の関係も含めてやられていますから、そこが窓口なのかなと。そこを通しながら、今回の自立支援制度というのはそこだけの話ではなくて、いろんな分野にわたって庁内かかわってきますから、そのことの情報も組み入れながら対応していくというふうに答弁を通しながら私なりに理解させていただいたのですけれども、そのようなことでいいのかどうか、後ほど確認ということに聞かせていただきたいと思いますと思うのですが、来年4月から始まりますから、もう既に準備もしているでしょうし、まだ準備がし切れていない内部的な検討もあるといったことがあるか

と思うのですが、答弁の中にもありましたけれども、要は福祉事務所を設置されている自治体、砂川市は設置されていますから、おのずとこれ必ずやらなければいけないということと、任意の事業もあるよといったことでは、先ほど説明もいただいていますけれども、自立相談支援、要は相談業務ですから、生活困窮者を早期に把握、早期に支援、生活困窮者の抱える課題を評価、分析し、ニーズを把握、ニーズに応じた支援が行えるように自立支援計画を作成してといったもろもろのこと、それと家賃の関係が生活困窮者の関係で給付の関係、これは必須事項で市としては必ずやらなければいけないということですが、そのほかが任意の事業なので、これは砂川市の特徴というのか、それを見きわめながら考えていくのと思うのですが、任意の事業については就労準備支援事業、就労訓練事業の推進、家計相談支援事業、そして学習支援といったこれが任意なので、砂川市自体はそれをされるのかどうかというのは今の段階では検討としてされているのか、要は任意事業もやれることとやれないことあるかと思うのですが、これも実施するのかどうかといったことを、まずこの辺を聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、現在保護係におきます相談に来られたときの庁内の連携等ということでございますが、これは現在も、先ほどのご答弁でも申し上げましたけれども、社会福祉協議会との連携ですとか、あるいは保護に至る前のお話であれば各種手当を受給できる権利があるのかどうか、あるいは年金を受給できないのかどうか、こういうことについては今現在も各部署と連携をしながら相談に乗っているということでございますから、この事業についても確定はしておりませんが、もし保護係のほうでやるとすれば十分にそういう連携は庁内も関係機関も図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、任意事業のところでございますけれども、ここはまさに今検討をさせていただいているという状況でございますので、砂川市の状況に合わせてどれが必要なのかというものについて、必要のあるものについては実施をしてみたいというふうには思いますけれども、まだ検討段階でございますので、これとこれがどうかというところまでは至っておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただいて、任意の事業についてはまだ検討中であるということで、どのようにされるかということについてはまだ未確定ということでもあります。そういいながらも、あと半年でありますので、今後いろいろな形の手続もあるかと思えますけれども、考えていただきたいと思うのですが、この中で、これ平成25年度の事務報告書、特に生活保護の関係のところを見させていただいているのですが、生活保護を受けている方たちの中、特に稼働世帯というところあるのですけれども、それぞれ大体月三十二、三から三十四、五の世帯が対象とされているといったことがあるものですから、この

任意の事業というのは、やはりそれをするに当たっては何がしかのきちっとしたニーズも把握していかなければいけないかと思うのですが、残り半年の中で、市役所の担当の部署の中だけで考えていくのか、もしくはこのニーズをどんなふうになっているのかといったことも調査とかということも考えていくのかどうか、この辺聞かせていただけないかなと思うのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまニーズの関係のご質問でございますけれども、これにつきましては生活保護関係部署と、それから先ほど申し上げました関係機関、関係部署、それから民生委員さんも含めて市内にどれだけの需要と申しますか、要望と申しますか、こういうものがあるかどうかというのは十分確認をしたいと思っております。少なくとも市内のほうの関係部署については常に連携を図っておりますので、この状況は把握はさせていただいていると思っておりますが、実際に地域におりておられる民生委員さんの意見等もお伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回この窓口も含めてでき上がることによって、生活保護の方たちは、おおむね相談は窓口に来られて対応されているかというふうに思いますけれども、ただ今回の支援体制の制度をよく見ていきますと、窓口で相談をする、来ている方たちと同時に、これはアウトリーチなんていう言葉使うのか、要するに出向いて調査もしながら把握をしていくといったことも今回新たな取り組みの中で出てきている特徴なのかなというふうに思っています。ただ、この出向いてというのは、それぞれ今ほど言いました民生児童委員さんもいらっしゃるし、いろんな関係の機関と常に連携をとっていなければ、ただ単に職員が出向いてということではなくて、出向いていろんなことを知る機会をたくさん持っているというふうに私は理解しているのですけれども、そういったことも本来であればこの制度を見ていきますとありますから、そういったことで能動的な形での実施というふうに思うのですが、この辺の考え方というのはどうなっているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 出向いての調査、把握ということでございますが、これそれぞれの事業メニュー、任意も含めて実際に行うときにはもちろんその窓口として持っておりますから、こちらのほうにお越しいただくということではございますけれども、今現在も例えば生活保護、あるいはそれに準ずるような家庭については随時、民生児童委員さんのほうからお話があったり、ご報告があったりということがありますので、この制度自体を民生児童委員さんの方に周知をして熟知をしていただければ、地域の中でそういう方がおられれば、そこから上がってくる、あるいは民生児童委員さんがそこに出向いて相談を受けるといえることになるとは思いますが、ただ中身の事業によりますので、それによって必要

があれば民生児童委員さんにも活動いただくということは十分に考えてございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 この制度はしっかりとやっていただかなければいけない部分なのかなと思うのですが、そこで強いて言うと、支援計画を作成しないとイケませんよと、これは必須項目の中でありますから。であれば、砂川市の、例えば社会福祉課の保護係が全面的に出て対応されていくということになるかと思うのですが、そういった場合に配置の基本的な考えということで国のほうで出されているのが主任相談支援員、相談支援員、また就労に係る就労支援員、時には相談支援員と就労支援員が兼務しながらといったことのやり方とか、例えば相談員の保有資格としては社会福祉士とか社会福祉主事といったことが全国的に多いような形になっておりますけれども、この相談窓口として対応する専門の職員ということでの体制というのは、砂川市としては今現在どのようになるのか聞かせていただきたいと思っております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 専門職員の考え方ということでございますが、現在も保護係4名、ケースワーカーにつきましては社会福祉主事の資格を取って任用を受けているという形になってございますので、そこで相談員を行うということに対しての資格的な物事、あるいは識見についても十分対応できるだろうと思っておりますので、今現在誰がどこにということではございませんけれども、保護係の中で資格を有している者がそこに対応するということでその専門性は確保されるというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 専門性は確保されているといったことで、今後しっかりと対応もしていただきたいなと思っております。

それで、今のお話を聞いていきますと、大体直営で、要は砂川市として直営でされていくのだろうなというふうに思うのですが、ちょっとこれ確認なのですけれども、平成25年と26年度、それぞれモデル事業ということで各自治体で実施をされている調査結果を見ますと、結構7割方が民間に委託をして対応している、特に大きなまちですね、そういったところもあるのですけれども、基本的にうちは民間に委託することなく直営、要は市としてこの辺の相談窓口もしていくというふうに受けとめていいのかどうか、考え聞かせてください。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 これは、まだ確定ではございませんけれども、今現在の考えとしては直営でやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 わかりました。

最後に、あと残り半年ですので、この自立支援制度の取り組みというのは4月1日から

始まるわけですが、であれば最後に聞かせていただきたいと思いますけれども、市民の皆さんへ周知というか、このような制度によって市としても今後対応していきますよといったことをしっかりとやっぱりやっぺいかなければいけない部分あるかと思うのですけれども、実施はされるのでしょうかけれども、この制度自体を事前にきちっと形をつくって早目にそういった体制を含めた周知、PRというのを私は必要かというふうに思うのですけれども、というのは4月1日から相談に来れるよといった体制づくりというのはもう既にしていかなければいけないというふうに思うものですから、この辺周知とかPR、要は市民の皆さんにどのようにこの制度をしっかりと伝えて認識してもらおうのかといった考え方を最後に聞かせていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 周知の方法ということでございますが、まずは自立相談の部分でいきますと、これは現状既に相談は保護系のほうで受けているということもございまして、それからまた任意事業におきましても市民の皆様にごに周知するほうがいいのかどうかという部分もございまして、こちらの周知方法はこれから十分に検討させていただきたいと思います。ただ、少なくとも関係機関、関係者、民生児童委員さん、こちらの方々には全てこのような形で取り進めますという周知は行うこととさせていただきますけれども、市民に対する周知については、適正かどうかという判断も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。

私は、大きく2点、ゆうちょ銀行を納付場所にするということについてです。砂川市は、市税の納付場所としてゆうちょ銀行を指定をしていませんが、その理由についてお伺いします。わかりやすく言うと、郵便局で税金を払うことができないかということでございます。

大きな2点目は、公民館及び体育施設の管理運営についてをお伺いします。公民館及び体育施設の管理運営については、現在NPO法人ゆうが指定管理者として行っておりますが、来年3月をもって指定期間が終了します。教育委員会は、以前より施設の管理運営については施設利用者や関係する団体等で自主運営、自主管理するのが必要との認識を示されていますが、その取り組みについてをお伺いいたします。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1のゆうちょ銀行を納付場所にするについてご答弁を申し上げます。

市税の納付につきましては、直接窓口で納付する方法、口座振替で納める方法、給与や年金からの特別徴収による方法がありますが、そのうち直接窓口で納付する場所としては市役所、連絡所のほか、指定金融機関や収納代理金融機関として指定している各金融機関があり、また平成23年度からは私人への公金徴収委託としてコンビニエンスストアでの納付も開始し、納税義務者の利便性の向上に努めてきたところであります。現在ゆうちょ銀行における納付につきましては、口座振替による納付や道外に住んでいる方などに送っているゆうちょ銀行専用の払い込み取り扱い票を使用した納付が可能となっておりますが、納付書での窓口納付はできない状況になっております。ゆうちょ銀行を納付場所にするにつきましては、税システムの更新の際に検討いたしました。ゆうちょ銀行での窓口納付を可能とするにはゆうちょ銀行を砂川市の収納代理金融機関に指定する必要があります。ゆうちょ銀行と指定金融機関である北洋銀行砂川支店との間で手形交換などの事務を実施していないことなどから、銀行間の資金流通がスムーズに行えないこと、使用している納付書をゆうちょ銀行に承認された様式に変更しなければならず、他の収納代理金融機関と同様な取り扱いにならないことなどから、ゆうちょ銀行の窓口納付は難しいと判断したところであります。しかし、近年ゆうちょ銀行での窓口納付を行っている自治体がふえている状況にあり、また年金をゆうちょ銀行で受け取られている方などからゆうちょ銀行で納付したいとの相談を受けることがあることから、納付書によるゆうちょ銀行での窓口納付について実際に実施している自治体の事例、実情などについて調査し、指定金融機関とも調整を行いながら実施に向け取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 大きな2の公民館及び体育施設の施設運営についてご答弁申し上げます。

公民館及び体育施設につきましては、平成24年4月から特定非営利活動法人、NPO法人ゆうが指定管理者として管理運営を担っており、平成27年3月で3年間の指定管理期間が終了しようとしております。教育委員会といたしましては、その後の指定管理につきまして、今までの管理実績などから引き続きNPO法人ゆうをお願いしたいと考え、その意向を伝えるとともに、その際の諸課題などを精査し、NPO法人ゆうとの協議を7月より開始しているところであります。NPO法人ゆうとは、このほかにも年数回懇談の場を設けるとともに、毎月開催されます理事会には教育委員会職員がオブザーバーとして出席するなど、日ごろより各施設の管理運営に関する課題等について双方で共有化を図っているところであります。公民館及び体育施設につきましては、現在の指定管理をお願いす

る際、行政との信頼関係をもとに公民館及び体育施設の目指すべき方向性を見出し、それらを実現するために必要となる具体的な取り組みについて協力していただくことを理事会において了承いただいております。また、将来的には地域交流センターゆうと同様に、指定管理者の自助努力による自主運営、自主管理による施設の管理運営を目指すべく、諸課題について今回の指定管理期間で話し合いを進めていくことを確認しているところであります。現在これらを含めた協議を進めている段階であり、基本的な指定管理の内容につきましてはこの3年間で変更はございませんが、改善すべき点など随時指定管理者と協議を行い、対応を行っているところであります。今後もNPO法人ゆうとの協議を進めていく中で、公民館及び体育施設の管理運営のあり方について十分検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目のゆうちょ銀行、郵便局で税金を払えるということは、今後は実施に向けて取り組んでいるというお話だったので、実施がされるようになるのだろうかというふうに理解したのですけれども、まずまずいろんな方々から何で郵便局で税金払えないのだという声は本当に多く聞こえていまして、私も最初それ問い合わせあったときにまさかと思ったのです。当然払えるものだとはばかり思っていて、改めて調べてみると何と払えないことになっていまして、他市をずっと調べていくとまず払えないところがないことにまた改めて驚いたのですけれども、なぜ砂川市は払えないのかなというのがずっと疑問だったのですが、先ほどの答弁でいくといろんな事情があった、砂川市としては砂川市の事情があったということなのだろうと思うのですけれども、実施に向けて取り組んでいかれるということなので、いろんな問題点はクリアできていくのかなというふうに思って、大体どのぐらいの時期から、できれば早々にでも実施をしていただきたいのですけれども、どのぐらいの時期で実施ということになるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 郵便局での納付の実施時期ということでありまして、現状といたしましては北洋銀行砂川支店が指定金融機関となっております、あと市内の各金融機関が収納代理金融機関という形の中で取り扱いをしていただいております。その中で契約書なるものを指定金融機関と結んでおりまして、その中の条項的にいいますとかなか郵便局といたしましてはクリアできない部分がございます。例えば今の現状といたしますと、収納代理金融機関につきましては納付されたものは速やかに砂川市の指定金融機関に振り込むというようなことも記載されておりますけれども、ゆうちょ銀行の場合は一度貯金事務センターなるところに一括集約をされるというようなお金の流れもあろうかと思っております。こちらについては、現状そのような形になっておりますので、基本的にはそのような形になるのかなというふうにも思っておりますけれども、他団体、他の自治体もその点もクリアをされて行われているというふうにも考えております。ゆうちょ銀行が民営

化されたのは平成19年でありまして、それ以降いろいろ私どもも検討してまいりましたが、平成22年の段階では、検討した段階では北洋銀行を指定金融機関に扱っている道内の自治体の中では2市ほどしかまだそのような状況にはなっておりません。納付書の取り扱いを行っていないということで、その時点ではやはりなかなか、指定金融機関ともお話をしたのですけれども、いろいろ取り決め上の中で難しい問題があるというふうに言われておりまして、そのような状況になっております。実施につきましては、そのような状況をどのような形の中でクリアをされてきているのか、北洋銀行さんが全道でも今はかなりの部分で納付を認めておりますので、どのような形でクリアできるのか、そちらについても確認をしながら、指定金融機関あるいは収納代理金融機関とも協議をしながら早急に取り組むように進めてまいりたいと考えております。基本的には、平成27年度からの実施が望ましいものというふうに考えておりますけれども、そちらにつきましては各金融機関等との協議、あるいはゆうちょ銀行との協議がどのような形で進むかによって実施時期は定まってくるものと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 税金の納付場所、あるいはそれが機会がふえていくということは、市民サービスに全く直結する問題だし、市税のスムーズな納付というのは市にとってもとても大事なことでもあるわけなので、ほかのまちがやれていることが砂川市がやれないというのは全然おかしい話ですから、ぜひ早い時期での郵便局で税金が払えるような形にしてほしいというふうに思います。

次の公民館と体育施設の管理運営のほうに行くのですが、実はこれは先ほどの答弁を聞くとまさに3年前、正確に言うと2年半前、もう少しさかのぼるとその3年前と同じ答弁だなというふうに私は感じます。まずは、もともとはやはり教育委員会としては、公民館もグループサークルなりいろいろな利用されている方々もいらっしゃるし、館長もちゃんと社会教育課長が館長を兼ねているということもある、それから体育施設のほうもこれは体育協会を初めいろんな団体もいらっしゃるし、スポーツ振興課という課までもあるわけです。ということを考えていけば、ずっと教育委員会が一番いいという、つまり各施設の利用者や、あるいは関係する団体が、地域交流センターゆうのように指定管理者で自主的に運営してもらうことが一番いいと考えているのだろうと思うのです、基本には。ただ、そこがなぜ今回もできずに、結果的には引き続きNPO法人ゆうにお願いをするつもりだというお答えがあったわけですが、何で教育委員会が持っているもとの目的に向かってこの2年半、あるいはもう少し言えば5年半実現ができなかったのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、指定管理の主体につきまして利用団体なりがということでありまして、体育館等につきましては利用団体といいますと体育協会ということ

にはなろうかと思うのですけれども、体育協会とは継続的にはお話し合いはさせていただいてきておりますが、指定管理をお願いするに当たってはまず法人化が必要という教育委員会としての判断がございます。それにつきましては、本年におきましても体育協会ともお話しさせていただきましたけれども、なかなか現状法人化というふうには向かっていけない状況にはないという話を聞いてございます。それから、NPO法人ゆうのほうをお願いしているということでもありますけれども、これにつきましてはこの約5年半の管理実績などを踏まえまして、十分な管理、指定管理者としての管理をしていただいているという判断に基づきまして、まずは体育協会の状況も踏まえ、指定管理者に対しまして引き続きの指定管理をお願いしたところでありますし、その具体的な中身につきまして協議を進めているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 だから、本来求めるところに向かってどこまで努力をしたかということです。こっち側に指定管理を受けてもらっているところがあるから、最後はそこで受け取らなければいいのではなくて、本来やらしてもらわなければならないところにやらしてもらおうような努力をこれまでどうしてきたのかということをお聞きしているわけです。まず、それを1個答えてほしいことと、それからそもそも公民館と体育施設のどんな管理を行っているのかをお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、これまでどのような努力をしてきたかということでもありますけれども、基本的には体育協会という組織であれば体育協会として、まず法人化に取り組んでいただくことが前提と考えてございます。市として、例えば職員にその法人化に向けた協力をという体制にはなかなかなくてよかったというところでもありますので、市教委として具体的な努力というところはなかなか難しいかと思えます。ただ、こちらがダメだからこちらというご指摘もありましたけれども、私どもといたしましてはこの5年半の指定管理の状況を見た中で、ゆうは体育協会を抜きにしても十分ふさわしく指定管理をしていただいているという判断はまずしてございますが、こちらがダメだから今ゆうをお願いしているという考えは持ってございませんので、まずその点をご理解をいただきたいと思えます。

体育施設の管理の状況でありますけれども、これにつきましては指定管理者が行う業務の範囲というのは条例で定めておまして、体育施設の使用申請等の受け付け事務、体育施設の保守点検及び維持管理、体育施設の環境整備に関すること、これらを担っていただいているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほども言いましたけれども、総合体育館にはスポーツ振興課の職員が常勤しています。ただ、不思議なことにスポーツ振興課といいながら課長がいないのです

よね。課長がはず、教育次長が兼務をしているというおかしな課があるのですけれども、公民館も先ほど言いましたように社会教育課長が兼務して公民館館長がいるわけです。両方の管理業務というのは、それほど大した業務では、こんな言い方言ったら失礼けれども、それほど企画を考えてみたりだとか、そういうことではなく、軽い事務なり委託というようなことがメインだと思うのです。私は、今回総合体育館が立派に、私も見てきましたけれども、リニューアルをして、しかも利用料金も下げてさらなるスポーツ振興を目指そうとしているときなので、しっかりと課長職を置いてそれぞれ公民館は公民館、あるいは体育施設は体育施設で直営でやられたらよかったのではないかと思うのです。指定管理者というのは、ある程度そこで利益を、利益と言うと言葉悪いのだけれども、収益を上げて職員の給料を上げていくということも大きな要素でもあるわけですから、そんな状況の中で利用料を下げられてしまったら収入減っていくわけですからね、ゆうもこれから先、また言っていくのですけれども、普通だったらゆうは困るのです。入ってくるものを勝手に少なくされてしまうわけだから。でもまずは本来の体育協会なり、あるいは公民館での皆さん方がなかなか指定管理者というところに難しい点があるならば、やはり直営でしっかりとやるべきだろうと私は思うのですけれども、そこは何も考えてこられなかったのかどうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 直営でというご指摘をいただきました。私どもといたしましては、直営を視野に入れた具体的な検討はしてございません。それにつきましては、今回の体育施設につきましては市民との協働という観点も踏まえて、まず指定管理をお願いしてきた経過もございます。これは、直ちに市教委の判断と一存で直営に戻すというような考え方を持ったことはございませんし、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市と市民との協働という観点も踏まえてゆうに対しまして指定管理の継続を申し入れたところでございます。

また、スポーツ振興課に課長がいないというご指摘ではありますが、私は課長として兼務をして業務を努めているつもりでありますし、現場には課長補佐という管理職を配置してきちんと業務を、ゆうと業務を振り分ける形ではありますけれども、現状きちんとしたスポーツ振興課としての業務を遂行しているというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 こういうときになると、民と官との協働というのが出てくるのですけれども、スポーツ振興課という立派な課があつて総合体育館にいて、ゆうの職員も総合体育館にいますよ。何で直営がいいかといえば、やっぱりスポーツ振興課というところが中心になって今後の体育の振興をまさにしっかりとやっていくようにしていけば、何にもおかしくないと思う。それが民と官との協働を崩すなんていうことには、私は全然ならないと思うし、実際本来であれば今の指定管理者のゆうが企画運営するような内容ではない

わけだから、結局は維持管理する皆さん方の就職のあっせん、就職とは言えないね、雇用のあっせんみたいなこととか、体育館のそれこそ軽易な管理ということしかないのです。それは、市が直接そういう雇用をしていったって何にも構わないわけで、まさに砂川市そのものがスポーツ振興課をもとにやっていたら全然問題ないと私は思うし、それだけ意思も直接通じていくのだろうというふうに思うのですけれども、何で一度もそういうことを考えようとしなかったのかというのをもう一度お伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 繰り返しになるかもしれないので、大変申しわけございませんけれども、市教委といたしましてはこれまで体協とのいろいろな協議を踏まえたり、ゆうとの協議を踏まえたり、市民との協働という形でスポーツ施設の管理、あるいは各種事業の自主運営等を図ろうとしてきたところでありまして、それにつきましては引き続きゆうのほうにこれまでの実績を踏まえた中で指定管理をお願いしていきたいという判断をしているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わかりましたとは言えないけれども、これ以上は繰り返しになるのでお話はしませんけれども、ではNPO法人ゆうを今回も指定管理者に、来年の4月にお願いをしよう、最も適しているところであるからお願いをしようとするならば、これももう2年半前に話をしたことですけれども、今指定管理者のゆうの中では非常に難しい問題が何点かあるわけです。それは、それこそ2年半前の指定管理を受けるときには私は問題点としてお話をしました。そのときは、教育次長は違う方でしたけれども、少なくともその問題点というのはあるというふうに言っていらっしゃいます。この問題点が私は今まででどういうクリアがされてきて、どういう改善がされてきているのかということをもっとお伺いしたいのですけれども、1点目は体育施設関係と、それから本体であるゆうの会計処理が全く違うということです。2点目は、同じNPO法人の職員でありながら、体育関係のほうの職員と本体の職員の雇用条件が違うということです。3点目は、実は和泉次長は法制のほうの方が長かった方なので、特になのですけれども、教育委員会が指定管理者に対して条例違反をさせるような行為を私は今しているのではないかというふうに思っている点があります。それは、先ほどから体育施設条例の関係の話もされていて、管理内容はどのようなものかというお話を聞いていますけれども、体育施設条例で指定管理者が行う業務ということを条例の第7条で決めているのですけれども、ここは先ほどから言っているようにあくまでも簡易であって軽易な業務というふうに限られているのですよね。先ほど次長もおっしゃった、まずは体育施設の使用申請等の受け付け事務、それから2点目は体育施設の保守点検及び維持管理に関する事、3点目は体育施設の環境整備に関する事、それからそのほかに体育施設の管理事務のうち軽易な事務、ここに限られているはずなのですけれども、実は年間の中でアムニティ・タウンすながわマラソン大会、それからドッチ

ビー大会、それから三角ベースボール大会というのはゆうが主催して、企画してやっている事業があります。これは、本体のゆうの指定管理者の条例を見れば、企画運営というふうになっていくものですから、当然自主事業をゆうはやっても構いません。でも、この体育施設の関係においての条例からすれば、今のような企画をするということは条例違反になると私は思うのです。それを誰がやらせているかということです。本来であれば、そういうことをさせないようにするのが教育委員会だろうというふうに私は思うのですけれども、ここのところもずっと私は何年か前から言っていますけれども、何にも改善されなできょうまでできています。先ほど言ったように、この大きく3つの改善しなければならない点というのは、この2年半の間でどんな話し合いがされてきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、1点目の会計処理の違いということでありまして、ゆうと同様の運営の体制が整っていないと、施設の管理運営体制が整っていないという中、今現在は精算制ということで体育館等については運営をいただいているところでありますが、将来的にゆうと同様な形を目指す中で、ゆうと同様の利用料金制を採用して会計処理の統一を図ってまいりたいと、そういう課題はゆうと共有してございます。現状なかなかそういう体制が整っていないということはございますが、そういう課題を共有する中で、将来の話ということは今現在できることではございませんけれども、協議を続けているところであります。

また、職員の扱いということでありまして、この2年半の中では、一部職員につきましては3年の雇用契約を結ぶように改善してございます。また、本年度の予算におきましては、ゆうのスポーツ部門につきまして報酬等の見直しを図りまして、ゆうの他の職員との均衡を図るような形で改善を図ってきたところであります。

また、3点目の事業実施につきましては、確かに指定管理者の業務としては入ってきてはいないところでありますけれども、これらにつきましては補助金の交付ということで、ゆうとしての事業を実施することに対して補助金を交付するという形で事業を実施していただいております。必ずしもこのことが条例違反になるというふうな判断はしてございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私が驚くのは、今の次長のお答えが前回の24年の3月議会の次長のお答えと同じなのです。この時間って一体何だったのだろうと。それで、市長に答弁立ってもらわなくていいのですけれども、私も議事録をいっぱい読んでおまして、ちょうどゆうが指定管理者を受けるときに同じような指摘をしていきましたけれども、それなりの体育施設や何かについては、余り教育委員会のことはわかっていないのだけれども、問題点があるのであれば改善できるようなということはおっしゃられつつ、ただ理事会がもう了

承しているということなので、越権行為になってしまうのではないかみたいなお話があって、問題点はわかっていただいているのだろうなというふうに私は思っているのですけれども、教育長に最後にお話を伺ったときは、「今後はいろいろな問題点についてはスピード感を持ってしっかりと教育委員会、そしてNPO法人と協議をしてみたいというふうに考えております」、こうやってしっかりと教育長は私に答弁、最後の最後の答弁ですけれども、されているのですよ。これが本当にスピード感を持ったことだったのかというふうに思うのです。私はなぜ今この話をするかという、ではいつこの問題点についてゆうと話し合いが始まったかといったら、7月とさっきお答えになったでしょう。7月まで何もしないでできていて、これまた7月になってからこの問題を話し合う、理事会で話し合う、また時間がなくなるわけではないですか、来年3月末で終わるわけだから。前回はそうですよ。もう時間がないから何とかゆうに引き受けてもらわないと困る。こういう話の中で、僕は理事ではないので、理事の皆さんも苦渋の選択をしながら、そこまで言われたらしょうがないね、でもこの3年の中でちゃんと改善してくださいよということは言われているはずなのです。しかも、教育長もスピード感を持ってと私に2年半前に答えているのです。私は、決して今の現状がスピード感を持ってなんて全然思いません。これがスピード感だとするならば、教育委員会と私の余りにも時間の流れ方の違いというのは驚くばかりですけれども、本当にこれってよいのでしょうかというふうなことを私は今考えるわけですけれども、教育長、いいと思いますか、これ。自分の言葉で言われたことに対してですけれども。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 小黒議員の質問でございますけれども、確かに24年の3月議会、私最後に各種問題についてはゆうさんとそれぞれ双方でスピード感を持って協議をしていくというお話をさせていただきました。そこで、先ほど教育次長が申し上げたとおり、ゆうの理事会にはオブザーバーとして出席し、意見交換をし、あるいは懇談をしということで話は進めていますけれども、スピード感という言葉が適切かどうかわかりませんが、いずれにしてもこの問題については体育施設あるいは公民館を利用される方々が快適に、そして安心して利用できるということが一番大事だと思います。そういった面でどういう協議をしていくのか、その中にはできれば議員さんがおっしゃるとおり管理運営、企画を含めて指定管理の方が運営していくことが一番望ましいのではないかと、いう意見もありますけれども、現実問題、ゆうさんと協議を進めていく上では、やはりゆうさんにもゆうさんの事情があって、芸術文化の向上であるとか、あるいは中心市街地の活性化であるとか、そういう取り組みも主なものになっているという状況からいえば、体育施設はどうするのだという中では、先ほどの繰り返しになりますけれども、利用者の方々からこれではまずいよという意見を聞いたこともございませんし、また利用者の皆様が快適に利用されているのであれば、そこはやっぱり是としなければならないというふうに

考えていますので、必ず今これを改善しなければ、あるいはこれを必ず今検討しなければ利用者にご迷惑をかける、あるいは利用しづらい状態をつくるという状況ではないというふうに判断をしております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 簡単に言います。教育委員会逃げてしまったのですよ。これは、まずいなと思いますよ。方向転換するのなら、するでいいです。もうそっち諦めた、今最適なのはゆうなのだということであるなら、それはそれで今までの教育委員会の考え方と違うのだな、違ったのだなと。違うことだってあり得るし、そういうこともあってもいいだろうとは思うのですけれども、でもここに残しておきながら、でもこっちが何とかならないから、やっぱりこっち、でもこっちについても問題点があるのに、結局は僕はまだ解決ちゃんとできていないと思うのです。さっき言ったように、これは次長が言った言葉ですけれども、体育施設の関係にしても利用料金制にしていけば、つまり会計も一致になるわけですよ。今なら精算制だから、これだけ割り当てられて幾らNPO法人が努力して利用客をふやして収益を上げて、結局それがそのまんままた市のほうに戻って行ってしまってゼロゼロ精算になるわけですから、ここには頑張ろうとするモチベーションは一つも上がってこないわけです。そういう仕組みなのです。その仕組みをそのまんまにおいておいて、さあ、あなたたちが最適なのだからやってくださいと、それちょっと無責任過ぎませんか。

もう一つ問題なのは、もしこの先利用料金制にして、お客さんをふやすことによって収益が上がったら給料にはね返ってくるというようなことを考えているのであるならば、僕は利用料金を下げるときにはこれはNPO法人に当然相談しなければいけない問題だと思うのです。あのとき聞いたら、要するに体育館の使用料金は200万円下がるというわけです。収益200万下がるということは、物すごく大きいことではないですか、それ維持管理する側にとってみれば。そういうことを市が勝手に、教育委員会が勝手にやって行って、それでいて今後は利用料金制にしていきたい。全然論理が一貫していないし、方向性が一致していないと私は思うのですけれども、どうですか。本当にこれでやっていっていいと思うのですか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今料金の値下げのお話がありました。指定管理制度におきまして利用料金制を採用することになったとした場合につきましては、その時点の収益なども勘案した中で指定管理料を算定していくことになると考えてございます。今現在下がった使用料金のもとに、今後におきましてもし利用料金制を採用することになった場合につきましては、その損失分は指定管理料として当然算定していかなければならないということを考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もうこれ以上言うのも嫌だし、問題点というのははっきりしている点だ

し、教育委員会も当然わかっていらっしゃるのだというふうに思いますので、できれば今後の来年4月、指定管理を指定する、本当にもうちょっと時間ないですけども、積極的に改善が行われるような方向性で進んでいただきたいというふうに私は思っておりますけれども、要望で終わるのも嫌ですから、その点についてはどうお思いでしょうか。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 また来年の3月で3年間の指定期間を終えるわけです。そしてまた、27年度以降についても次長答弁申し上げましたとおりその方向で協議を進めているところでありますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、改善点、改良点については十分にゆうの役員の方々と協議をしてみたいという姿勢は変わっておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 一般質問は全て終了いたしました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

変更の理由であります、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体として、新たに根室北部廃棄物処理広域連合が加入することに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります、変更の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表(根室)の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改めるものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 議案第8号。ただいま上程をいただきました砂川市教育
委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございま
す中村吉宏氏は平成26年10月27日をもって任期が満了となりますので、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命いたし
たいと存じます。

記名してございます中村吉宏氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをい
たします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、
ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第4、議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 議案第9号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての承認を求める案件でございますけれども、委員でありました菅原英雄氏は一身上の都合により辞任されたため、地方税法第423条第4項の規定により平成26年7月14日に藤原鉄雄氏を選任いたしましたので、同法同条第5項の規定に基づきましてご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第5、議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます堀下義雄氏は平成26年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

記名してございます栗井久司氏をお願いをいたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第10号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

- ◎日程第6 議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第6、議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。平成25年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の歳入総額は121億9,291万4,703円、歳出総額は116億9,504万8,675円で、差し引き4億9,786万6,028円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の31.7%で前年比1.3ポイントの減、依存財源は68.3%で前年比1.3ポイントの増となったところであります。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。269ページに決算の財源推移として資料を添付してございますので、後ほど高覧をいただきたいと思います。

す。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、市たばこ税の増などによる市税の増、総合体育館耐震改修等事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金、国の緊急経済対策に伴う地域の元気臨時交付金事業費補助金などの国庫支出金の増、過疎対策事業債、臨時財政対策債などの市債の増のほか、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、道支出金、寄附金、繰入金などが増加となったところであります。震災復興特別交付税の減による地方交付税の減、土地売り払いの減などによる財産収入の減のほか、地方譲与税、繰越金などが減少となり、歳入総額では前年度と比較して2億6,754万8,511円の増となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、戸籍の電子化に伴う委託料などの物件費の増、病院会計繰出金などの繰出金の増、総合体育館耐震改修等事業、防犯灯LED工事などによる普通建設事業費の増などにより増加となったところであります。財政調整基金積立金の減による積立金の減、元金償還の減による公債費の減、企業振興促進補助金の増はありましたが、砂川地区保健衛生組合、中・北空知廃棄物処理広域連合及び砂川地区広域消防組合に係る負担金並びに農業体質強化基盤整備促進事業補助金などの補助費等の減のほか、人件費、維持補修費などが減少となり、歳出総額では前年度と比較して3,468万4,047円の増となったところであります。なお、270ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧を賜りたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、平成25年度は24年度と比較して7.8ポイント減の83.0%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3カ年間の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。平成25年度は24年度と同じ率の30.2%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規

模から災害復旧費等として普通交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から、元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、この率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであり、平成25年度は24年度と比較して公債費の減少などにより2.2ポイント減の13.0%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年の平均値であり、平成25年度は24年度と比較して公債費の減少などにより1.4ポイント減の10.9%となったところであります。

以上、平成25年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから265ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、266ページには実質収支に関する調書、267ページから282ページには各表に基づく一般会計決算説明書、506ページから512ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第12号、第14号及び第15号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の283ページをお開きいただきたいと思います。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成25年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。昨年に引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,800万円の交付があったところであります。給付状況では、一般分の療養給付費で13億8,809万2,768円、高額療養費で1億9,453万4,626円、退職者の療養給付費で1億246万9,811円、高額療養費で1,740万3,836円となり、保険給付費全体では前年度に比べ5.8%の減となったところであります。保険給付費は減少したものの、制度上、国庫支出金及び共同事業交付金等がさらに減少したため歳入に不足が生じたことから、基金繰り入れにより収支均衡を図ることとしましたが、歳入総額24億8,523万8,841円に対し、歳出総額24億8,975万2,363円となり、差し引き不足額451万3,522円を翌年度繰り上げ充用金により充用したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は3億4,940万9,434円で、前年度に

比べ708万5,026円の減となっておりますが、現年度分収入率は96.8%で前年度に比べ0.4%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は14.1%となり、前年度に比べ0.3%の増となっております、1世帯当たりの納税額は11万7,014円となったところであります。国庫支出金の収入済額は5億9,430万5,667円となり、構成比は23.9%と前年度に比べ2.6%の減となったところであります。療養給付費交付金は1億5,639万3,000円、前期高齢者交付金は7億8,051万5,023円で構成比が31.4%と一番高く、一般会計繰入金は1億5,436万3,893円、国保基金から6,577万2,803円の繰り入れを行い、その他、共同事業交付金2億5,234万9,371円、道支出金1億2,784万7,347円と諸収入等を加えた歳入総額は24億8,523万8,841円となり、前年度決算額と比較して9,746万9,290円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,338万7,461円、保険給付費は17億1,860万6,931円で、前年度に比べ1億554万402円の減となり、構成比が69.0%と一番高く、後期高齢者支援金等は2億4,482万9,076円、介護納付金は1億493万2,957円であります。その他、共同事業拠出金2億9,000万6,751円、保健事業費1,514万7,592円、諸支出金等を加えた歳出総額は24億8,975万2,363円となり、前年度決算額と比較して9,077万5,642円の減となったところであります。

284ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、362ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の406ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成25年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額16億2,136万1,294円で、歳入総額は16億3,076万6,149円となり、差引額は940万4,855円で、その内訳は国庫負担金等の過交付933万4,955円、保険料の還付未済等6万9,900円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還及び還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は2億8,931万842円、国庫支出金は4億649万3,107円、道支出金は2億5,021万1,549円、支払基金交付金は4億5,161万3,755円、繰入金は2億2,529万7,522円、繰越金は380万9,322円、これに分担金及び負担金331万4,900円、財産収入55万162円、諸収入16万4,990円を加えた歳入総額は16億3,076万6,149

円となり、前年度決算額と比較して4,448万7,034円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,348万2,846円、保険給付費は15億4,300万5,227円、地域支援事業費は5,082万1,444円、諸支出金は390万7,596円、これに基金積立金994万4,181円、公債費20万円を加え、歳出総額は16億2,136万1,294円となり、前年度決算額と比較して5,019万4,349円の増となったところであります。

なお、407ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、472ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の473ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成25年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額は5億5,004万2,681円、歳入総額は5億5,026万1,416円となり、差し引き21万8,735円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億1,515万7,535円で、現年度分の収入率は99.9%で前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比39.1%となったところであります。一般会計繰入金は3億3,231万211円、その他、繰越金36万4,200円、後期高齢者医療広域連合交付金20万3,070円と諸収入222万6,400円を加えた歳入総額は5億5,026万1,416円となり、前年度決算額と比較して1,034万4,532円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費218万6,579円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億6,373万1,092円で、前年度に比べ1,360万109円、5.4%の増となり、事務費分501万2,000円、保険料分2億1,530万3,000円、保険基盤安定分6,156万6,506円を加えた総額は5億4,561万2,598円となり、前年度に比べ966万1,068円の増となったところであります。その他、保健事業費190万804円と諸支出金34万2,700円を加えた歳出総額は5億5,004万2,681円となり、前年度決算額と比較して1,048万9,997円の増となったところであります。

474ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、505ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の363ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要ですが、平成25年度の公共下水道整備事業は、空知太東地区で浸水対策として雨水管整備を行うとともに、長寿命化計画に基づきポンプ場の改築整備を行ったところがあります。平成25年度末の下水道普及率は92.9%、水洗化率は97.8%で、下水道水洗化の普及促進を図りながら下水道施設の効率的な活用に努めてきたところがあります。また、個別排水処理施設整備事業は、平成8年度から事業に着手し、生活排水の適正な処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてまいりましたが、平成25年度末現在で145基を設置したところがあります。平成25年度の収支ですが、歳入総額9億5,173万5,010円に対し、歳出総額9億5,142万9,014円となり、差し引き30万5,996円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、歳入ですが、分担金及び負担金は352万3,970円、使用料及び手数料は3億9,245万4,390円、国庫支出金は7,286万4,750円、繰入金は1億7,260万8,000円、諸収入は353万4,267円、市債は3億630万円、前年度繰越金は26万5,169円、財産収入は18万4,464円で、歳入総額は9億5,173万5,010円となり、前年度決算額と比較して787万4,333円の増となったところがあります。

次に、歳出ですが、下水道費は3億1,734万3,151円、個別排水処理事業費は1,419万1,965円、公債費は6億1,987万1,758円、諸支出金は2万2,140円で、歳出総額は9億5,142万9,014円となり、前年度決算額と比較して783万3,506円の増となったところがあります。

以下、364ページから405ページまでは関連する調書でありますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

平成25年度病院事業会計決算書の25ページをごらんいただきたいと存じます。平成25年度は、地域がん診療連携拠点病院として専門的がん治療を行うため、がん温熱療法、ハイパーサーミアを開始するとともに、血管造影エックス線診断装置を設置したハイブリッド手術室を整備するなど、さらなる救急医療体制の充実を図り、高度専門医療を提供する環境を整えたところがあります。また、外来の待ち時間対策の一環として、携帯メール呼び出しサービス、診察待ち状況確認サービス及び順番検索サービスの導入をしたところがあります。経営面では、入院、外来において1人当たりの診療単価の増などにより一定程度の収益を確保したものの、経費の増加や建物、医療機器に係る多額の減価償却費を計

上するなど引き続き大変厳しい状況にあります。このような中、収入確保、増加対策、経費節減、抑制対策などを実施し、地域医療の維持発展に努めたところであります。また、病院経営の強化を図るため、経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行する準備を進め、平成26年4月から全部適用へ移行するとともに、病院事業管理者を設置したところであります。診療体制整備では、医療技術員の増員、救命率の向上を目的としたドクターカーの運用開始、入院患者の口腔ケアを目的とした歯科を開設するなど、地域センター病院、地域救命救急センターとしての役割を果たすため診療体制の充実と強化を図りながら、良質で安全な医療の提供と患者サービスの向上に取り組んでまいりました。診療施設整備では、ハイブリッド手術室関連機器、下肢静脈瘤治療用半導体レーザー装置など70品目の医療機器などの取得及び更新を図ったところであります。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は13万8,833人で、前年に比べ4,998人の減となり、外来患者数は26万4,961人で、前年に比べ2,194人の増となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は117億1,964万6,000円で、前年より1億4,760万円の増で、収益的支出は124億1,451万1,000円で、前年より3億6,972万5,000円の増となり、収支差し引き6億9,486万5,000円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は9億3,903万4,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債5億5,710万円、投資償還金983万1,000円、道補助金1億520万2,000円、一般会計出資金2億6,457万1,000円、寄附金233万円であります。資本的支出は14億8,502万5,000円で、内訳は院舎改修費1億7,718万2,000円、資産購入費5億219万5,000円、企業債償還金7億9,384万9,000円、投資1,179万9,000円であります。なお、企業債未償還残高は160億2,628万3,000円となっております。

26ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案に対する提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 奥山 昭君 (登壇) 地方自治法第233条第2項、同法241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

審査意見書の1ページをごらんください。審査の方法は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適

否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2 ページ目の決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額 1 2 1 億 9, 2 9 1 万 4, 7 0 3 円に対し、歳出総額 1 1 6 億 9, 5 0 4 万 8, 6 7 5 円で、歳入歳出差し引き 4 億 9, 7 8 6 万 6, 0 2 8 円の剰余金が生じた決算となっております。特別会計では、下水道事業特別会計で 3 0 万 5, 9 9 6 円、介護保険特別会計で 9 4 0 万 4, 8 5 5 円、後期高齢者医療特別会計で 2 1 万 8, 7 3 5 円の剰余金を計上しておりますが、国民健康保険特別会計で 4 5 1 万 3, 5 2 2 円の不足を生じたため、翌年度の歳入でその不足分を補填する決算となっております。

病院事業会計は、砂川市公営企業会計決算審査意見書の 4 ページの経営状況についてをごらんいただきたいと存じます。平成 2 5 年度は、事業収益 1 1 7 億 1, 9 6 4 万 5, 5 9 7 円に対し、事業費用 1 2 4 億 1, 4 5 1 万 8 3 3 円で、差し引き 6 億 9, 4 8 6 万 5, 2 3 6 円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には、効率的で有効性に富む行政運営と適正で健全な財政の確保を望むとともに、病院事業会計には患者目線に立った医療行為と経営の改善努力を期待し、報告といたします。

○議長 東 英男君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第 1 1 号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) ただいま上程されました議案第 1 1 号 平成 2 5 年度砂川市一般会計決算について、大きく 3 点について総括質疑をしたいと思います。

まず、第 1 点目は、市税の不納欠損についてであります。前年度比で市民税で 6 1. 5 %、固定資産税で 1 7 2. 8 %、都市計画税で 1 7 8. 8 %と不納欠損が大幅に増加しておりますが、その主な要因についてお伺いをいたします。

次、2 点目は、生活保護費についてであります。決算書を見ると、生活保護費の執行率は 9 4. 2 %で 3, 0 0 0 万円を超える不用額を生じています。また、事務報告書によると、砂川市の生活保護受給者は前年度比で年間 1 3 7 世帯、月平均 1 1 世帯と大幅に減少し、扶助費も前年度比で 1, 2 0 0 万以上も減っていますが、全国的に生活保護受給者が増加傾向にある中、市の受給者が大きく減少しているその主な要因についてお伺いをいたします。

3 点目に、就学援助についてであります。前年度に比べて就学援助の受給者が大きく減少していますが、その要因についてお伺いし、第 1 回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 土田政己議員の 1 回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから平成25年度決算の関係で、市税の不納欠損額が大幅に増加している要因についてご答弁を申し上げます。

不納欠損処分につきましては、滞納している徴収金がさまざまな理由により今後においても徴収の見込みがないものについて法令に基づき処分を行うもので、平成25年度におきましても例年と同様に5年を経過して消滅時効となる平成20年度以前の滞納分について、一部納付継続を行っているものや滞納処分等で時効が中断しているものを除き、処分を行うとともに、滞納処分執行停止後3年経過による欠損処分、倒産、廃業などで財産がないものに対して行う即時欠損による処分を行ったところであり、平成25年度におきましては、時効による欠損が1,684万9,000円、執行停止による欠損が32万1,000円、即時欠損が1,345万5,000円で、市税全体では3,062万5,000円の不納欠損額となり、昨年度と比べ1,720万7,000円の増となりました。平成25年度は、即時欠損を行ったものが多く、平成24年度と比較いたしますと1,327万5,000円増加したものであり、企業などが倒産、廃業、あるいは個人の自己破産などで破産手続が行われ、財産が処分されたものの、最終的に一部の配当で終わったものや負債などが多く無配当に終わったことにより、資産整理が終了した中で今後の納付が見込まれないことから欠損処分を行ったことが大きな要因となっているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から生活保護費について、全国的に生活保護費が増加している中、市内の受給者が前年度より減少している要因についてご答弁を申し上げます。

初めに、生活保護費にかかわる不用額につきましては、主に医療費の減少等による医療扶助の減により約3,100万円の不用額が生じたものであります。

次に、生活保護受給者の減につきましては、全国における生活保護受給者数は平成7年度を底に増加に転じ、平成23年7月に現行制度下で過去最高となって以来、引き続き増加傾向が続いておりましたが、平成26年2月時点の生活保護受給世帯数が15万8,818世帯となり、17年5カ月ぶりに被保護世帯が減少し、保護受給者の対前年同月の伸び率も減少傾向にあるとされています。厚生労働省では、有効求人倍率や完全失業率が改善したことが減少につながったとの見解を示しておりますが、本年6月現在、被保護世

帯数は約160万世帯、受給者数は約215万人であり、依然として高い状況にあります。このような状況の中、本市における生活保護の動向につきましては、近年保護率が増加傾向にありましたが、平成25年度末現在の被保護世帯数は209世帯であり、対前年度比で17世帯の減、被保護人員は311人で対前年度比で9人の減となっており、保護率では対前年度比0.3パーミル減の17.1パーミルとなっているところであり、被保護世帯数及び被保護人員、保護率ともに前年度と比較して減少したところであります。これらの減少した要因としまして、1つには管内の雇用情勢が改善傾向にあることが要因と分析しているところであり、滝川管内における有効求人倍率を見ますと、平成24年3月で0.45倍、平成25年3月で0.61倍、平成26年3月で0.84倍と近年改善傾向にあります。また、そのほかにも保護世帯への個別対応として、就労可能と判断された世帯に対しハローワークと連携した就労指導、巡回相談を実施してきたことに加え、他法施策の活用として障害年金等の受給資格取得に向けた再検討、再点検を実施するなど、被保護世帯収入の増加に向け取り組みを進めてまいりました。その結果、自立可能な収入を得る者、年金受給資格取得で扶養親族の引き取りが容易になった者などが増加し、生活保護受給者の減少につながったものと考えております。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 3点目の就学援助受給者の減少の要因についてご答弁申し上げます。

平成25年度決算における就学援助受給者につきましては、小学校では193名で対前年度比28名の減、中学校では129名で対前年度比2名の増、小中学校全体では322名で対前年度比26名の減となっております。また、認定率につきましては、平成25年度小学校では22.7%で対前年度比2.0%の減、中学校では平成24年度、平成25年度ともに26.6%で対前年度比ゼロ%、小中学校全体では24.1%で対前年度比1.2%の減となっております。受給者の減少の要因といたしましては、平成25年5月1日の学校基本調査における児童生徒数が小学校で対前年度比41名の減、中学校で対前年度比9名の増となっており、中学校においては大きな変動はなかったことから、景気の動向などによる影響は考えられるものの、小学校における児童数の減少が受給者減少の要因と考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきます。2回目の質疑をさせていただきますが、まず市税の不納欠損についてであります。

ただいま総務部長から企業倒産とか廃業とか、いろんな事情で不納欠損が24年度よりもふえたというか、5年前の話ですから、なのですが、この市税滞納者の不納欠損の中には砂川市以外の方とか、あるいはまた海外資産所有者などがいるのかどうなのか。さらに、税の滞納の状況もあるのですが、私はこの不納欠損が非常にふえたということが気になる

わけで、税金をやはり納税する義務があるわけなのですが、これが回収できないというのは非常に市財政にとっても大きな影響を及ぼすことでもありますので、改めてその辺市外の状況とか海外資産の状況などについて、それから今後の市の不納欠損を減少させていくための対応についてもお伺いしたいというふうに思っております。

次に、生活保護受給についてのご説明がありました。部長のお話のとおり平成26年度になってからは全国的には生活保護者が少し減少傾向に一時はあったのですが、また現在ふえておりますし、平成25年度は全国的には増加傾向にあった中で砂川市が大きく減少しているというような状況なのですが、まずお伺いしたいのは、砂川の受給率は17.1と言いましたか、なのですが、道内の平均とか近隣市町の状況についてお伺いしたいなというふうに思っています。私は、砂川の受給率が非常にパーセントでも低いような気がいたしますので、お伺いしたいというふうに思います。

それからまた、生活保護申請者あるいは生活保護受給者への対応についても砂川市の場合には非常に厳しいというふうに伺っています。私もこの半月間に6件も生活保護の相談を受けまして、議員になって初めてです、半月間に6件というのは。年間についてはたくさんの相談があるのですが、それらも砂川市の生活保護受給者の減少になっているのではないかと。先ほど言われましたように、就職の指導とか、あるいはいろんな指導がなされているわけなのですが、その対応がやっぱり非常に厳しいのではないかなというふうに思っているわけですが、その辺の保護受給者への対応についてお伺いしたいなというふうに思います。

3つ目は、就学援助については今説明ありましたように児童数が減ったからだ、小学校は、というふうに言われたのですが、ただ率は児童数に関係ないのですよね。22.7%で前年比2.3%というふうに減っていますから、これは児童数が減っただけの要因ではないのではないかなというふうに思っておりますので、認定基準の見直しがあったのかどうかということと、また申請世帯の中で非認定世帯というのが結構あるのですけれども、この非認定世帯、申請したのだけれども認定されなかった世帯、これは事務報告書によると結構あるように見受けられるのですが、その主な要因についてもお伺いをしたいなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 市外、あるいは海外の納税義務者ということの不納欠損等の対応ということだったと思います。基本的には固定資産税は、やはり法人等が所有者になることも多いですので、どうしてもほかの税に比べますと市外、あるいはまた海外の方が納税義務者となるケースも多くあります。その中で固定資産税につきましては、納税義務者が市内に住所を有しない場合には納税管理人というものを定めるということになっておまして、基本的にはその納税管理人が納税に関する一切の責任を負うということになっております。しかし、制度上はそうなっておりますけれども、なかなかその実効性も難しい

ところもでございます。市外、海外の方がどのような納税状況にあるかというのは、個人情報等もあって難しいところではございますけれども、実際海外の方で資産をお持ちの方につきましては、現在納税管理人の方を定めていただいていますので、そのような状況の中で推移をしているところでございます。あと、市外の方になりますと、なかなか納税のいろいろなコンタクトをとるのも難しいという部分がありますので、そちらにつきましては今までも行っております督促状ですとか催告書を送るなり、あるいはできるものであれば直接面談して納税についての周知をしていくという形をとりたいというふうに思っています。今回固定資産税のほうで多額の即時欠損も行ってございますけれども、こちらにつきましては対象者を見ますと市外の法人も多くありますので、このような形になりますと額も大きなことになる場合もあります。これらについては、いろいろ情報収集をしながらそのような形の中で滞納とならないような取り扱いをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから生活保護の関係2点ほどお話ありましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、生活保護率の関係でございますけれども、全道、それから近隣ということでございますので、まず全道、これは35市に14の郡部を足しますので、全部で49カ所ということになりますが、そのうち保護率の低いところからいきますと、1位が名寄市で9.8パーミルということになっています。砂川市は、下のほうから15番目で17.1パーミルということになっております。それから、北海道全体の平均でいきますと31.5パーミルということになってございますので、こちらのほうは26年6月現在の統計ということになってございます。また、同じ26年6月現在の統計で空知管内、これ空知10市と郡部の空知振興局管内1つを足した11のところで行きますと、砂川市は17.1パーミルで、下のほうから1番目ということで一番保護率が低いということになってございます。ちなみに、2番目は滝川市で17.2パーミル、それから3番目は空知振興局の17.7パーミル、それから11のうち一番保護率が高いのは歌志内市で43.3パーミルということになってございます。

次に、申請の関係でございますけれども、まず申請を受けるのが厳しいのではないかとということでございますけれども、こちらのほうはいろんな要素がございますけれども、砂川の場合は適切に処理をしているというふうに考えております。それから、就職指導と、就労指導ということでございましたが、これは本人ですとかケースワーカー、それからハローワークも含めて指導を行っているという部分と、それから直接保護のほうに事業者のほうからこういう方を雇用したいのだけれどもという場合がございますので、その場合はケースワーカーと本人と事業主さんとお話をさせていただくということになってございますが、いずれにしても就労いただくためには本人のご同意をいただくということになってござい

ますし、もし何か身体的にあるのであれば、これは保護系のほうもケースワーカーのほうも医師のほうの相談をしながら適切かどうかというものを確認しながら相談に応じる、あるいは指導を行うというような状況になってございます。また、1回目でご答弁申し上げましたけれども、例えば障害年金の関係におきましては、これは毎年毎年やっているのですが、実は平成25年度においてはその年度内で受給された方が5名おられまして、扶養義務者が引き取られる場合、つまり障害年金をもらったので、そこで廃止ということではなくて、障害年金をいただいて所得がふえたおかげで扶養義務者が引き取ってくれたと、こういうケースが24年度から25年度にかけては数件ふえているというような状況もございますので、ここの17.1パーミルについてはいろいろなそういう状況が絡んで今現在こういう状況にあるというふうに認識してございます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、認定基準の見直しは行ったかというご質問でございました。認定基準につきましては、生活保護基準の1.3倍未満という収入基準を設けておりますが、これについては一切変更してございません。

次に、非認定世帯が多いというご質問がございました。平成25年度決算におきましては、小学校で30世帯、対前年度比7世帯の増、中学校で16世帯、対前年度比6世帯の増と非認定世帯は増加傾向にあります。これの要因についてであります。先ほどご答弁申し上げましたとおり児童数は減少している現状があるのですが、申請者数は逆に増加しているという傾向がございます。その中で基準の見直しは行っていないということから、制度の利用を希望する世帯が純粋に増加しているものではないかという分析をしているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、最後になりますが、第1点目の市税の不納欠損については担当者の方も大変苦労されておりますし、特に市外の方は大変だというふうには思うのですが、できるだけ不納欠損を出さないように事前からの対応をぜひしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

次に、生活保護受給率の関係では、北海道の平均に比べても砂川市は半分以下です。近隣市町村というか、空知管内でも一番下、少ない、だから本当は生活が豊かでいいということになるのです。でも、そういうふうを受け取るのが本当なのですが、しかし実態はそうなのだろうか。砂川市だけが景気がよくて仕事があって市民の皆さんの生活がいいのだろうかという、私はそうではないのではないかとこのように思うのです。先ほど言いましたように、受給者なり、あるいは申請者、あるいは受給関係者に対する対応が管内で最も低い率になっているのではないかとこのように受け取ります。今部長も言われましたけれども、就職のあっせんについても業者とのあっせんというのがございますね。具体的な事例、私も余り言いたくありませんけれども、実際には仕事の中身が全く違うと、

行ってみたら。確認したら、そうではない、役所ではそうだと、この仕事だと言うのですが、だからその業者が、信頼できる業者を市があっせんしているのかどうなのかというのもありますし、それから就労についても強い指導があるという点でいえば、今確かに本州のほうは景気がいいですから、本州のほうに仕事があるので行かないかと言って、年老いた親がいるのに、そういうことをわかっていながら言うというのは、受給者の方は大変そういう点では弱者なのです。だから、そういうことが私たちもこの間たくさん聞かれますので、やはり受給者に対する対応が私は厳しいのではないかなというふうに思います。生活保護は、憲法で保障されている最小限の生活を営む権利なのです。ですから、基本的人権を踏みじめるような指導といいますか、言葉は、私は避けるべきでないかと。子供が親を見るのは当たり前だというようなことを言われたという例もあるのです。でも、子供さんには子供さんの事情があるし、いろんなことがあるのはあるのですけれども、したがって市の担当者は申請者、受給者の全てのプライバシー、個人情報を知ることができるわけですね。また、知らなかったら、これは受給できないわけですから、わかる立場にあるだけで、私はやっぱり憲法に保障されている最低生活を営む権利を有する、特に市民が主人公、住民が主人公の立場で、指導は必要なのですけれども、やっぱり人間味ある温かい指導というか、そういう立場で指導をしていただきたいと。確かに申請者や受給者の中にはいろんな市民の方がいらっしゃるというふうに思います。でも、その人たちと同じ立場で議論したのではいけないのです、行政は。そこをわきまえて本当に人間味のある親切な対応が私は必要でないかと。この間の受給者からのいろんな相談を受けまして特に感じましたので、今回改めて質疑をさせていただいたわけですが、その辺について部長のご見解をお伺いしたいというふうに思っております。

それから最後に、就学援助の関係で、申請者が増加しているということはやっぱり生活が大変になっているのだと思うのです。ただ、砂川市の就学援助の基準は見直さないのだけれども、よくないことに国が生活保護基準を引き下げたということがあるのです。そうすると、生活保護の1.3倍という、それは変わらなくても、結局受給する人は認定が厳しくなるというのがあったのではないかなと。この間生活保護基準が引き下がったのがありますから、その1.3倍の教育委員会の基準は変わらないのですけれども、そういうことが考えられるのではないかと思うのですが、その辺はあるのかないのかお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、生活保護の関係についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、基本的な部分でございますけれども、生活保護制度、真に受給が必要な方には申請をいただいて受給をしていただくと、この基本的な考えは全く変わっておりません。それから、いろいろな言動があったというお話でございますけれども、これはそれまでのいろいろな経過だったり、あるいは前後の言動だったり、いろんな部分がもしかしたらあっ

たのかもしれませんが、ただ基本的なものは今言ったとおりでございますし、少なくともこれからも受給者、あるいは申請される方全てにおいて福祉の気持ちを持って接しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 生活保護基準につきましては、平成25年の8月1日から見直されたと承知しております。平成25年度の砂川市における基準につきましては、平成25年4月1日の当初の生活保護基準を用いて1年間適用させておりますので、生活保護の見直しの影響はないところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も平成25年度の一般会計決算について何点か総括質疑をさせていただきます。

まず、1点目は、この平成25年度というのは砂川市が市町村合併論議が終わって自立の方策が打ち出されてからちょうど10年間が経過します。10年前はとても厳しい財政状況でしたが、そのころを振り返りながらこの平成25年度決算の総括をしていただきたいというふうに思います。

2点目には、地方交付税についてです。平成25年度は、24年度比で5,713万円の減で、また震災復興特別交付税が1億5,000万ほど減少しているわけですが、平成25年度の特徴的な点と今後の地方交付税の動向についてお伺いをしたいと思います。

また、砂川市では毎年人口が200人ずつ減少していますが、人口要件としての1人当たりの交付税額は幾らぐらいになるのかをお伺いします。

3点目は、歳入歳出の差し引き残高についてを伺います。平成25年度決算は、残高が4億9,786万6,000円の残となっておりますけれども、また歳出における不用額は2億2,000万以上となっております。その要因についてをお伺いいたします。

最後に、4点目ですが、平成25年度における砂川市民の総所得金額は188億5,800万ほどになっています。ちょうど10年前の平成14年度では、総所得金額が225億を超える金額になっていたのでありますが、差し引き砂川市民の総所得金額は37億ほど減少が見られているわけです。ただ、納税義務者は、平成14年度が7,256人、平成25年度が7,163人と10年間を比較してもわずかに減少しているだけです。その要因についてをお伺いをしたいと思います。

また、今後は超高齢社会を迎えるわけですが、平成25年度における年金収入総額は幾らぐらいになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きく4点の質問があったかと存じます。

初めに、1点目であります。10年前の厳しい財政状況も振り返りながら、平成25年度決算についての総括ということでありました。こちらについてご答弁を申し上げます。

平成16年の4市2町による合併協議会が解散し、財政が厳しい中で今後も自立のまちづくりを進めるため、平成16年8月に自立の方策を作成してから10年が経過したところでございます。10年前の平成16年度決算と平成25年度決算について、主な歳入歳出を比べますと、歳入では市税では5,700万円の減、市債では7,200万円の減であります。国、道支出金が3億7,300万円の増、地方交付税については7億4,600万円の増と大きく伸びているところでございます。

一方、歳出では、人件費が2億3,300万円の減、扶助費では児童手当が1億3,800万円の増、知的障害者に対する給付費として8,800万円の増、精神障害者に対する給付費として6,200万円の増など、扶助費全体では3億100万円の増と、こちらも大きく伸びているところでございます。また、繰出金では、特に病院事業への繰出金が6億3,800万円の増となっているほか、平成20年度からの後期高齢者医療制度の発足による制度発足前の老人医療会計繰出金の1億6,400万円が後期高齢者医療保険の繰り出しとして3億3,200万円となるなど、増加しているところであります。また一方、下水道会計の繰出金は1億5,800万円の減となるなど、繰出金全体では6億3,700万円の増となっているところであります。また、建設事業費は、補助、単独事業合わせて1億9,400万円の増となったところであります。最も違いが大きくあらわれるのが公債費でありまして、公債費の償還が10億1,600万円の減と大きく減少しているところであります。

また、財政調整基金の残高につきましては、平成16年度末では6億8,600万円であった残高が平成19年度末には4億5,000万円まで減少し、非常に厳しい状況と思われましたが、その後2度の行財政改革や公債費の減少、国による地方交付税の総額確保などにより、平成25年度末には18億200万円となっているところであります。さらに、一般会計の起債残高につきましても平成16年度末の181億円が平成25年度末では118億円まで減少もしてきたところであります。平成16年度以降におきましては、平成16年度と平成19年度の行財政改革による経常経費の圧縮の取り組みや公債費の繰上償還をする一方、大型公共事業でもあります駅東部開発や市立病院の建てかえ事業もこの間にあり、建設事業費が大きくなった時期もありますが、それら事業における資金確保につきましてはできるだけ有利になるよう、国、道の補助制度や有利な起債の借り入れを行うなどして財政への影響を最小限になるよう事業の実施に努めてきたところでもあります。三位一体の改革によって地方交付税が削減をされましたが、平成21年度以降におきましては地方交付税の総額が確保されてきたことなどにより、当市におきましても地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額が当時44億円程度だったものが、最近では病院会計への繰り出し分が増加しているものの、52億円を超える額まで伸びていることや税源移譲により市税収入が一定程度確保されていることから、現在の安定的な財政運営を行ってきているものと考えているところであります。平成25年度の決算につきましては、平成

22年度以来3年ぶりに一般会計の建設事業費が10億円を超え、13億7,000万円の建設事業を実施することができ、また超高齢社会に対応する高齢者の見守り、支える仕組みづくりや市民との協働の考え方のもと会館建設補助の見直しや街路灯や防犯灯のLED化、コミュニティ活動支援事業補助の実施など、多くの事業を実施することができたものと考えているところであります。

続きまして、2点目になります。地方交付税につきまして平成25年度の特色的な点と今後の動向、また人口要件としての1人当たりの交付税額についてご答弁を申し上げます。平成25年度の地方交付税が減になった主な要因につきましては、特別交付税では震災復興特別交付税として平成24年度まで中・北空知広域連合でごみ処理施設建設に当たって交付されていたものが終了したことによる減と、市立病院の事業に対し算定されたことによる増があり、また普通交付税では病院の建設事業に対する過疎債等の償還に係る交付税算入額が増額されたことなどにより、増額となっているところであります。今後の見込みにつきましては、骨太の方針において地方への必要な一般財源を確保するともされており、毎年度改正が行われ、多くの要素を加えながら地方交付税は算定をされておりますが、税収の増も見込まれることから、総じて地方交付税は減少傾向となるものと考えているところであります。また、人口1人当たり交付税額につきましては、それぞれの算定根拠が複雑で、一概に人口1人当たりの額を算定することは児童生徒数や高齢者数なども算定根拠となることから難しいものではありませんが、その中で平成25年度の基準財政需要額の個別算定経費の中で国勢調査人口を測定単位とする経費を基準に1人当たりの金額を求めると、おおよそ18万円となっているところであります。

3点目になります。歳入歳出の差し引き残高についてご答弁を申し上げます。決算における歳入歳出差し引き残高が4億9,786万6,000円となった要因は、最終予算額と比べ歳入が多かったものとして特別交付税の1億7,613万円の増、市税の4,456万6,000円増などがあり、総額1億4,678万7,703円が予算より歳入が多かったものであります。さらに、予算より少なく執行され、歳出が不用となった額の主なものにつきましては、生活保護費を初めとする民生費の扶助費で6,704万7,000円、保健衛生組合負担金の1,608万9,000円、道路改良事業費で1,236万5,000円、地域公共交通会議が国庫補助を受けたことなどによる地域公共交通会議負担金906万1,000円、特別会計の繰出金で下水道会計800万円、介護保険会計650万円などがあり、また平成24年度繰越明許費の執行残によるものが2,152万2,000円あり、歳出の不用額は総額で2億2,527万5,000円となったところであります。主な要因といたしまして大きなものは、扶助費では給付ができないことがないよう推計して予算計上しているものであり、一部事務組合や特別会計は収支が確定後に精算することなどが主な要因となっているところでもございます。なお、繰越明許費として平成25年度から平成26年度事業に1億2,580万3,000円を繰り越すものでもあり

ます。

最後になります。過去10年間におきまして納税義務者の減少がわずかなのに所得の減少が大きい要因、また平成25年度における年金の収入総額についてご答弁を申し上げます。総所得金額につきましては、ここ10年間の推移を見ますと、平成18年度にふえた実績はありますが、毎年減少傾向にあり、所得区分別には年金所得を除き、給与所得を初めほぼ減少傾向にあります。また、納税義務者の推移を見ますと、平成18年度に老年者非課税措置が廃止されたことから、一時大きくふえた時期もありますが、その後は減少傾向となっております。平成25年度と平成14年度を比較いたしますと、総所得金額が大きく減少し、納税義務者の減少がわずかとなっておりますが、要因といたしましては所得においては年金所得が増加しているものの、1人当たり所得の大きい給与所得が大きく減少していること、納税義務者においては給与所得などの納税義務者は減少しておりますが、年金所得の納税義務者は老年者非課税措置の廃止により大きくふえた後も増加していることから、このような状況になっているものと分析しているところでもあります。次に、平成25年度の年金収入総額につきましては、非課税である遺族年金、障害年金等を除く課税対象となる年金収入総額は約41億円となっております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、いろいろとご答弁をいただいたのですけれども、本当に例の市町村合併の大変厳しいときからちょうど10年ということで、その辺のところをまずお伺いをしていこうかなというふうに思ったわけです。最近私、市民の皆さんといろいろとお話をしたり、会話をしていく中ですぐに出てくるのは、砂川市はお金なくて大変なのでしょうということなのです。これが本当に何かの話になっていったときに必ず出てくる言葉というのがちょっと不思議でたまらないぐらいに出てくるのです。この話というのは、要するに市町村合併のときに、先ほどの話ではないですけれども、基金が底をついて今後大変な事態が起こって、これからは夕張のように財政赤字になって砂川市が破綻するのではないかみたいな話があったときもあったわけです、確実に。10年たって基金も、財政調整の基金だと思えるのですけれども、4億まで減ったものが今18億になっていったというようなお話があったわけですが、そういうふうに考えていったときにお金がないというふうに今は言えるのかどうかということなのです。もちろんここまで基金を積み重ねてきたということは、大変な今までの10年間の努力があって、もちろん職員を減らし、人件費を減らし、あるいは市民サービスも削りながらやってきた、ある程度安定した平成25年度の決算を迎えることができたということだと思っております。

ほかの数字で、よく今まで言われてきた数字の中で、この決算書の中の財政分析指標というのがありますが、財政力指数というのはどうしてもそう大幅に変更は出てこないと思うのですけれども、特に今まで気にしていた公債費比率だとか起債制限比率というのは大幅な改善をしてきていると思います。この大幅な改善は、それはもちろん数字的に

はいいのですけれども、では市民生活にとってはどうなのだろう、緊縮をし過ぎてはいないのだろうかというのが私が思うところなのです。市民は、こういうことがあったら、こういうサービスがあったらもっといいのではないかと思ったときに、そういえば砂川市ってお金がなかったのだなということが頭の中にもしかこびりついているとすると、それはなかなか不幸なことかなというふうにも実は思うわけです。

というのは、少しまとめて、全部総務部長がお答えになっているので聞いていっていいかなというふうに思うのですけれども、先ほど言った歳入歳出の今年度の差し引き残高、これが約5億円になるのです。つまり歳入に対して使うものとの差額が5億円もあるということになるのですけれども、これはこんなに残してどうするという感じでもあるのです。本当だったら、この年にもう少しいろんなことができたのではないのかなと。それを我慢したから、5億円も黒字になったと言っていいと思うのですけれども、ここのところともう一つ、不用額も2億円以上あるということなのですよね。本来使うべきものとして予算計上したものが、最終的に決算になったら2億円以上の不用を生じていったということになるわけで、そもそもが本当にこれだけの差し引き残高というのがどうして出てきてしまったのかなというところがあります。当然これは26年度に繰り越して行って、また基金に積んでいく財源になるのかなというふうにも私は思うわけです。

最近どうもまちが停滞化している、中心市街地を見ると余り人もあるいていないし、静かにこの砂川のまちが今あるような気がするのです。確かに財政的には安定してきているのだけれども、では市民生活って活気があるのだろうか。さっき年金収入の総額を聞きましてけれども、お年寄りは41億円も年間で砂川市内全体としてはあるわけです。これ遺族年金や何かは除いているので、そこも全部含めていくと相当な金額をお年寄りは持っているのだけれども、このお年寄りがなかなか財布のひもを緩めてくれないというようなこともあるのかなというふうにも思いますし、政策的なことでもこういう砂川市内のお金の動き方、あるいはお金のあるところはどこなのだろうかとかということの政策的な考え方というのがもうちょっと変化があってもそろそろいいのかなというふうに思うのです。私もいろいろ市民の要望を受けたときに、実は砂川市は財政が厳しくてと言うと大体納得してもらえから、非常に楽は楽なのですけれども、今の状況を考えると、私が計算した上では自由にある程度使える基金というのは20億を超え、今回の差し引き残高を加えていけばもっと積み上がってくるわけですし、もうちょっと活気のいい動き方というのをそろそろしてもいいのではないかなというふうに私は思うのです。

市長も来年の4月になれば2期目になっていくわけですから、1期目は何とか財政をしっかりやりながらやっていこうというようなことはよくわかるのですけれども、いつも口癖のように言っている市長の1期8年ということからいけば、きっと引き続き市長をやられるおつもりだろうというふうに思うので、財政的にも安定したこの時期に思い切った施策なんかもそろそろ考える平成25年度の決算になったのではないかなというふうに私は

思うのです。余り明るい材料を言うと、違う質問になってきそうなので、そこはちょっと控えますけれども、私は市役所の改築と言うと最近ちょっと誤解を受けるので、例えば地域包括ケアセンターをまちなかに建てつつ、その中に一部市役所機能を持っていくとか、いろいろ今後のことを考えたときに、今から準備をしていっていい材料というのはこのまちにはたくさんあると思うのです。ところが、どうもそういうことが表に上がってこずに、何となくお金がないからしょうがないよねという雰囲気が蔓延してしまっているような実は気がしているものですから、その辺のところをこの平成25年度の決算、あるいは10年前の決算というようなことを考えながら、市長は今後どういうふうを考えていらっしゃるのかお伺いをしたいなというふうに思っております。

もう一つ、砂川市の現状を見たときに、先ほどの土田議員の生活保護の関係ともある程度関連をしてくるのですけれども、先ほど私が調べた総所得金額というのは、これは我々に配られる事務報告書を見れば毎年毎年書いてあるわけなのですけれども、ある程度市民が使えるお金というふうに言っていると思うのですけれども、188億しかないというか、ここの言い方非常に難しいですけれども、市役所の総予算は110億程度、そして市立病院も同じぐらいの予算があって、これ合わせると200億を超えるのです。ところが、砂川市民の全部の総所得を合わせてもこの2つの事業より低いというような数字が出てきてしまうわけです。しかも、10年前は225億あったものが最近では180億まで少なくなってきたと。この同じ資料の中でも市民の課税標準額の段階を見ていきますと、一番多いところは5万円から100万円までの層がほぼ25年の決算でいくと3,000人ぐらいいらっしゃって、先ほども言ったように納税義務者が7,000人ですから半分まではいかないですけれども、やっぱり厳しい生活の中で皆さんが生活しているということが明らかになってくるわけなのですけれども、そんなようなことを含めて考えていったときにこれまでとはもう少し違った政策というか、ということを展開していかないとなかなか砂川市に活気が戻ってこないのではないかと。というふうに今私は考えています。そんなような意味を含めて、2回目の質疑を終わらせていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、今回の1回目の答弁でもご答弁申し上げましたけれども、差し引き残高が多かった理由についてもお話しいたしました。今回このような形になりますけれども、基金につきましては24年と25年を比較いたしますと、一時的には若干落ちましたけれども、こちらにつきましては今回の定例会における補正後になりますと19億台になりますので、総体でいきますと積立金と言われる、どちらかといいますと自由に使える基金につきましては22億を超える分にもなっているところでございます。今回このような形の中で差し引き残高が多かったのは、1回目のご答弁で申し上げましたとおり特別交付税の交付額が予算よりもかなり多くなったのが1つ歳入としては大きなもの

になっているところがございます。これらにつきましては、できるだけ近くにということで見込んでおりますけれども、特別交付税の3月分につきましては積算基礎等も示されていない部分もございますので、なかなかいつもこのようなことになることもあろうかと思えます。例年であれば、例えば特別交付税の決定時期が早くて、あるいは除雪の経費の補正予算等がある場合につきましては3月議会の会期内ということで、それらについても修正は図れているのですけれども、最近特別交付税の交付時期も遅く、それらの判明する時期が遅いものですので、ここ数年はこのような形の中で、どちらかといいますと特別交付税の分としての見積もりの違いが出てきているところであります。

一括ということで、まちの活気等のご質問もありましたけれども、私のほうからこの点につきましてこのような形で答弁とさせていただきます。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長にということでございますから、決算ですから、どうも聞いていると一般質問のような感じもしないわけでもないのですけれども、傍聴の方もおられますし、余り言うてはいけないのでしょうかけれども、合併協議のころからの話も含めながら思いの一端でも。

いわゆる三位一体、平成16年から18年のときに砂川市で約5億ほどの交付税が落ちたと。砂川以外にも全国的に、総務省は地方は裕福だということで交付税を思い切って落としてきたと。それで、夕張なり産炭地が大変な目に遭って、砂川市も大変な目には遭ったけれども、基金があるおかげで普通の事業をやるのには、行革はしましたけれども、事業費を落としたわけではないと。かえって事業費の推移を見れば、一番厳しいときに駅東部の交流センターなり市立病院、これを砂川市はやったと。要するにやるだけの基礎は、基金残高は少なかったけれども、持っていた。だから、財政運営上はしっかりやっていたからできた。それは目立たないけれども、砂川市の伝統であり、だから小黒議員はよく砂川は金がないからと言うけれども、私の出会う人たちは、よく守りながらこれだけやってきた。だから、砂川市は公共事業費見ると、本当に他市よりは、他市はゼロにしたところもありますけれども、それやるとそこに働いている人の給与が落ちていく、余計疲弊する、雇用が減る、人口が減る、それを最大限下げるのだということで公共事業費は絶対確保するのだと。それで、働いている人たちが給料を得て、それが市内に回るようにしないと余計疲弊していくと。

だから、一見格好よさそうにまちの中にとやるけれども、この近隣で再開発やって成功したまちはなく、やって残ったのは借金だけというのが、現実には総務省いわく九十何%はみんな失敗していると。その現状を踏まえると、なかなか小黒さんの言うようにまちの中にどんととやると格好いいのですけれども、市の土地であればいいけれども、民間のところへ出すのは難しいのではないのでしょうかというのは長年行政が苦しんでいるところで、慈恵会が南のほうに建ててくれて、まちの南の顔が一変して随分見ばえよくなったなど。

砂川のまちもまちの真ん中にあればという小黒さんの気持ちもわからないわけではないのですけれども、いろんな地権者入っているとなかなか難しい面もあると。隣のまちも大分それで大変な目に遭っているというのもございますけれども、堅実にちゃんとしっかりとやっていくというのがうちの伝統であり、私がけちけちなことをやったわけでもないし、各町内会の補助金も復活させながら地域コミュニティ復活させようと、LEDも全部、この際金かかってもいいから、将来十二、三年で元取れるからまちの中全部LEDにかえてしまおうというのもやってきましたし、本当に市民にかかわるところはある程度重点的にやってきたつもりですけれども、高齢者の見守りも何とか、全国初でいいと、要するに情報開示してでも、条例つくって個人4情報を出してでも、何とか砂川は見守りなり在宅医療の先進市にしようと、北海道の、という思いですから、やっぱり条例をやる、いわゆる4情報を開示するのだというのが、効果はどうか別にしてもインパクト的には市長の決意を示したつもりでございますし、まだいろいろやりたいことはここでしゃべるわけには、決算ですから。傍聴の方は何か市長しゃべってくれるのかなと思っているのかもしれませんが、決算ですから、今まで使ったお金までの話しか市長はしゃべれないという議会のルールになっているものですから、私が今までやってきた一部しか話せないというのは非常に残念なのですけれども。

起債制限比率の話、借金の話さっき総務部長していましたけれども、あれはうちまだ多いのです。他市は、もっと借金は少ないのです。借金もできなかったというのはありますけれども、うちはやっぱりやり過ぎてしまったものだから、これだけ一生懸命返してもまだ率的には高いと。だから、これはもう少し自然に今までのルールで落としていけば、まだ少し余裕出るかなと。ただ、総務省いわく、基金はある程度ためておきなさいと。これ総務省が言っていますから。というのは財政規律を2025年に、国際公約ですから、収支を合わせるのだと。2015年で半減で、2025年でそれを目指してくると、また同じことを総務省はやってくるはずですよ。落とせるのは、もう交付税しかないのです。社会保障費を落とすのは限度しかない、国債の償還金、これはもう落とすことできないですから、次に大きい公共事業費は黒字で落とせないところにきているので、落とせるのはもう交付税しか国の予算ではありませんから、交付税が落ちる時期は近いうちに来ます。どこかわかりません。だから、総務省いわく、基金はある程度とっておきなさいと。だから、それは無理していっぱいためてまちの中疲弊して、基金だけためて喜ぼうなんていう気は市長は持ってございません。ある程度、最低限これなら公共事業を確保してやれるなというところをめどにしながら、あとは全部事業費に回していきたいという考えでいますから、3年間それでやってきましたけれども、今後のことはまたいろいろ議会の中で小黒議員とお話しできればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 決算の総括ということはよくわかっていまして、そこからなるべくずれないようにと質問はしているつもりなのですが、今回一番聞きたいことは、なぜ市町村合併のころと比較をしたかということ、その当時というのは地方交付税はこれからどんどん減らされていくのだと、基金もこれだけしかない、大変なことになるのだということが言われていたのですけれども、ところがさっきも話で出てくるのは決して地方交付税はその当時の予想どおりでは全然なく、うれしいことにもっともつふえてきているわけです。これがやっぱり事実としてあるわけです、結果的にいえば。今現在うちの財政ってどうなのさというところなのなのですが、この平成25年度をもって、決して10年前のような大変で、これから砂川市どうなるかわからないということではないだろうというふうに私は思うものですから、そこら辺のところを市長がどんなふうに今現在を考えていらっしゃるのか、そこをまずお伺いしたかったことなのです。

そうになっていくときに、それぞれ先ほども言いましたように砂川市民の方というのは本当に今砂川市はお金ないと思っていますから。私が接する人ですね。それで、これ要望したってやっぱりお金ないのでしょうと。例えば幼稚園の就園の関係にしたってそうです。この前の北光小学校の先生雇おうという話もそうなのなのですが、ある時期になるとすぐ親の方や市民の方々がやっぱり砂川ってお金ないのだよと。そのたびに、いや、そんなことないですよと僕は言うのです。基金だって20億あるし、砂川市の予算だってちゃんと繰り越しをしながらやっていけるので、きちっとした要望は要望として、お金ないではなくて、ちゃんと話したほうがいいですよというふうに私は言うのですが、その辺のところを市長もどのように考えているのかということ、つまり今平成25年度のこの決算をもってして砂川って本当にお金がないのですかと私が聞いたときに、市長はどういうふうにお答えになるのかなというのを最後に質問として質疑をしたいと思えます。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 その判断は非常に難しいです。といいますのは、いわゆる産炭地もかなり当時ひどいことになったけれども、今基金ためるような時代になっていますから、かなり産炭地のほうは多目に交付税の配分が行っているのでしょう。あれだけひどかったのに借金は全部返したとかという決算になってくると、大分国のほうはやっぱりやり過ぎたと。やり過ぎたというより三位一体で地方が疲弊し過ぎて地方が反乱を起こしたために政府が慌てて、当時は麻生さんですか、麻生さんの時代から交付税を戻し始めた。そして、今本当にピーク時に戻ったかといったら、戻っていないのです、まだ。もうちょっと足りないのですが、今度リーマンショック分の加算分を落とすと言うので、いわゆる一般財源総額で守りますと言うから、全部守ってくれるのだなと思ったら、そうではないのです。一般財源総額は借金か何かでやるから、後で返せよみたいなもので、補填してくれて今の総額が守られているので、これを財政の知らない首長が喜んでふえたという事業やってバンザイすると、また同じことを繰り返すということで、後でその償還が必

ず来るのだというのを私わかってはいるものですから、イメージしながら、それを見据えつつやるものから、これが多いか少ないかというのは難しいところなのです。私は、決して少ないとは思っていません。でも、多いとも思えない。国がどう出てくるかわからないから、国が落としたときでもうちは支えてサービスを落とさないでやっていくのだと。その最低限の目安を、最悪の事態を想定したところを目安にしているものから、恐らく私のいる間は大丈夫という自信は必ず持っていますけれども、それを見ながらいろんなサービス、これから少子化なり、高齢化はある程度筋道立てましたので、少子化なり定住化に力を入れていくようなことを砂川市に限らずやっていくことになるかと思うのですけれども、それをトータルやるだけの財源は持っていないとできないので、それはある程度私は十分とは言えなくても確保されていると。最悪の事態、落とされても持ちこたえられるだけのものは、だから単年度で見えてはいけなと。やっぱり少なくとも国の動きを見ながら、2015年の収支バランスを合わすのだったら、恐らくそのときには交付税に手をつけてくると見るのが二、三年前までは妥当だったのですけれども、ちょっと選挙絡みでどうなるかわからないけれども、いい情報でないことだけは確かに間違いありません。国債関係からいうと、国債の信用性を落とさないためには財政規律で消費税上げるか、歳出を落とすか、どちらかの選択しますので、それはもう読めないのです。それをやられたときにばたつとしないようにしようしているのが私の考えで、それを見込みながら事業もやっていく、だから公共事業費が、ほかがことしはやっていきますけれども、去年までゼロというところもありますけれども、うちは一定の額だけは確保して雇用を守ってまちをこれ以上疲弊させないようにしようと。

ですから、必要なものはやるし、さっき幼稚園就園ありましたけれども、私の考え方というのは整合性がとれるものについてはやるけれども、そこだけ違うルールの中でそれやるとそのルールがほかにも波及すると。それは市民からいって理解されない分野だから、幼稚園就園補助も国の基準の東京の高い金額に合わせて低い砂川に持ってきては合わないから、砂川の収入基準でやりましょうと言っただけで、理論的には私の言っているほうの考えのほうが正しいわけで、本当にそれで幼稚園が厳しいのなら、ちょっと深入りし過ぎですね、それは幼稚園の違うほうの補助で対応すべきというふうに私の頭の中では整理がついているものから。それを市民の方に理解してもらおうとしているだけで、一つ一つ言ってやるとややこしくなるから、小黑さんも余り例示しないほうがよろしいのではないのでしょうかということなのですけれども、そういう形でしっかり見据えているから、善岡市長いる間は事業も確保してくれるし、安心だねと私は言われているのですけれども、10年前の話は余り市民の方はそんなに覚えていられなくて、記憶していても大分よくなってやってくれているのですねというふうに、私は人一倍にあちこち行きますけれども、小黑さんに言われるような話を聞いたことは正直言って一回もないわけでございまして、今聞いてびっくりしていますけれども、そういう観点で25年の決算までは私はやってき

まして、また今後は請うご期待ということで。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、11人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うこととしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、一ノ瀬弘昭議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、多比良和伸議員、辻勲議員、土田政己議員、増井浩一議員、増山裕司議員、

水島美喜子議員、以上のとおり指名します。

◎日程第7 報告第1号 平成25年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 東 英男君 日程第7、報告第1号 平成25年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第1号 平成25年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成25年度の各健全化判断比率は、①、実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。15.5%となっております。前年度は16.8%でありましたので、1.3%の低下となったところであります。④、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。55.2%となっております。前年度は54.1%でありましたので、1.1%の上昇となったところあります。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号 平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に

ついて

○議長 東 英男君 日程第8、報告第2号 平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 古木信繁君 (登壇) 報告第2号 平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度砂川市下水道事業の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

内容につきましては、平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算において歳入総額9億5,173万5,000円に対し、歳出総額9億5,142万9,000円で30万6,000円の剰余額となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 報告第3号 平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成25年度病院事業会計の決算では、流動資産43億3,471万8,000円、流動負債6億8,428万6,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号及び第3号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第4号 監査報告
報告第5号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第9、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を
求める意見書について

意見案第2号 平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化
を求める意見書について

意見案第3号 集団的自衛権の行使に関し、国会論議や国民合意
に基づき慎重に審議することを求める意見書につ
いて

意見案第4号 「手話言語法」の制定を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第10、意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、意見案第2号 平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について、意見案第3号 集団的自衛権の行使に関し、国会論議や国民合意に基づき慎重に審議することを求める意見書について、意見案第4号 「手話言語法」の制定を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これで日程の全てを終了いたしました。

平成26年第3回砂川市議会定例会を閉会します。

皆様の協力を得まして、第3回の定例市議会を日程どおり終わることができました。ありがとうございます。

閉会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月10日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員